

## 林業労働安全講習会



# 労働災害発生状況および 労働災害防止対策等について



## 目次

- |  |           |                                       |           |
|--|-----------|---------------------------------------|-----------|
| ○ 第13次労働災害防止計画・・・                      | 2         | ○ 防護衣を着よう！・・・                         | 36        |
| ○ 労働災害発生状況等<br>[全国・東京・林業・青梅]・・・        | 3～17      | ○ 刈払機作業の安全・・・                         | 38        |
| ○ <b>林業における<br/>労働災害防止の留意事項</b> ・・・    | <b>18</b> | ○ 伐木造材作業の安全・・・                        | 40        |
| ○ 伐木作業等の安全対策の<br>規制が変わります・・・           | 20        | ○ 緊急連絡体制の整備・・・                        | 41        |
| ○ 伐木作業等にかかるQ&A・・・                      | 24        | ○ 林業作業「今日の作業の<br>ポイントカード」(抜粋)・・・      | 42        |
| ○ チェーンソーを用いて行う伐木作業<br>・造材作業に関する作業計画・・・ | 26        | ○ 木材伐出機械等の改正のポイント・・・                  | 47        |
| ○ 安全帯が「墜落制止用器具」<br>にかわります！・・・          | 28        | ○ 必ずヘルメットを着用して下さい・・・                  | 48        |
| ○ U字安全帯の点検基準<br>(提供：藤井電工)・・・           | 34        | ○ 職場の転倒災害を防ぎましょう<br>STOP転倒災害プロジェクト・・・ | 49        |
|  |           | ○ 法律による重量物取扱い等・・・                     | 51        |
|  |           | ○ <b>年末・年始 Safe Work強調期間</b> ・・・      | <b>60</b> |

# 第13次労働災害防止計画(概要)

計画期間:2018年4月1日～2023年3月31日

## 計画の目標

### 全体

死亡災害:15%以上減少

死傷災害:5%以上減少

### 業種別

建設業、製造業、林業 : 死亡災害を15%以上減少

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店 : 死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

### その他目標

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(71.2%:2016年)
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016年)
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上(37.1%:2016年)
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上(ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%:2016年)
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少

## 8つの重点事項

- (1)死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2)過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3)就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4)疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5)化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6)企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7)安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8)国民全体の安全・健康意識の高揚等

## 第13次東京労働局労働災害防止計画 ～ Safe Work TOKYO ～ 「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



第13次防ロゴマーク

基本目標

- 死亡災害: 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 死傷災害: 増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

小目標

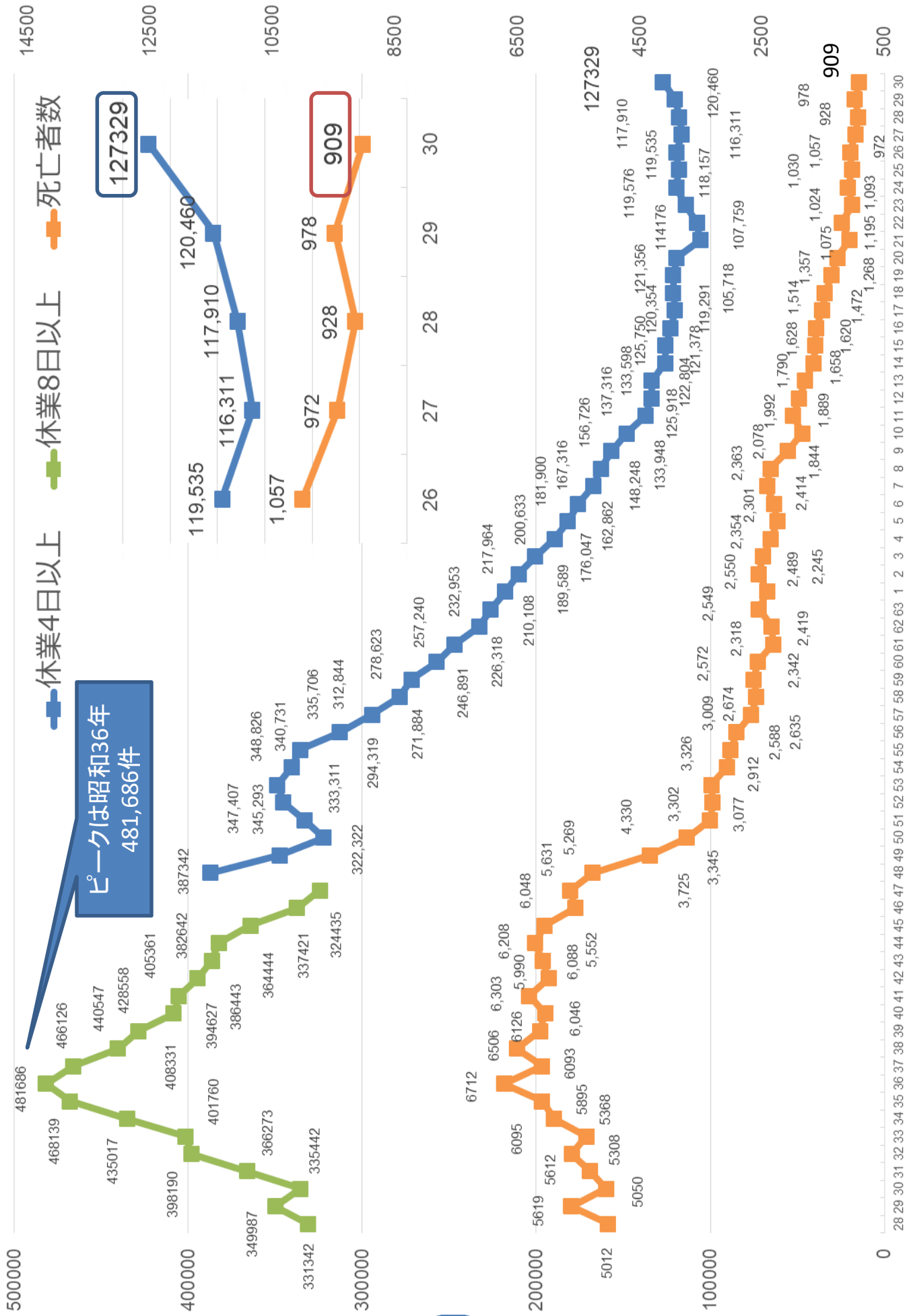
- (上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定)
- ・建設業における死亡者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
  - ・製造業については、機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を引き続き発生させない。
  - ・陸上貨物運送事業の死傷者数 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
  - ・第三次産業  
小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
  - ・メンタルヘルス対策 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
  - ・腰痛対策 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
  - ・熱中症対策 計画期間中に死亡災害を発生させない。

基本的考え方

東京において計画を推進するにあたっての3つの基本的考え方

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策  
⇒ 局署、受注元方事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組む。
- 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大  
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進  
⇒ “Safe Work TOKYO”を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

# 全産業における死傷者数の推移 [全国]

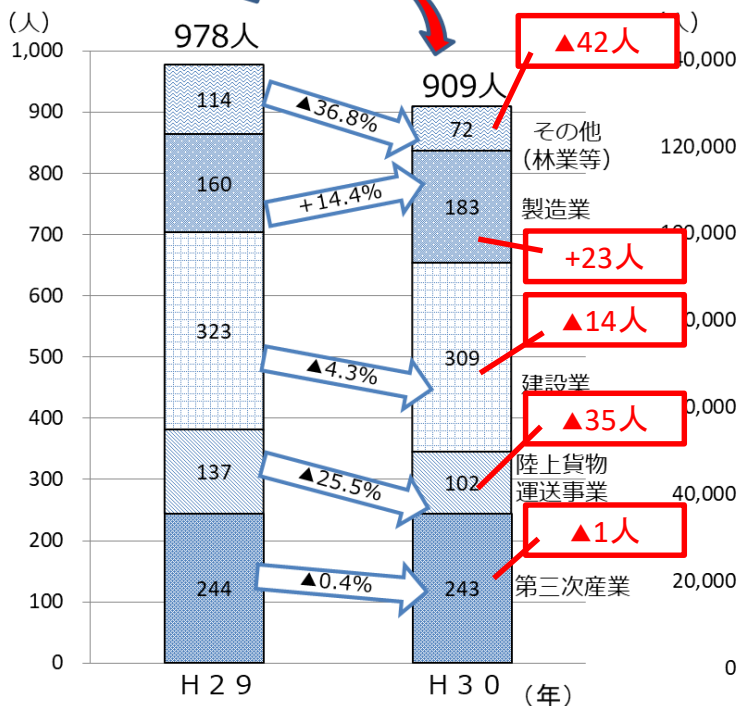




# 労働災害発生状況（H30）確定版 [全国]

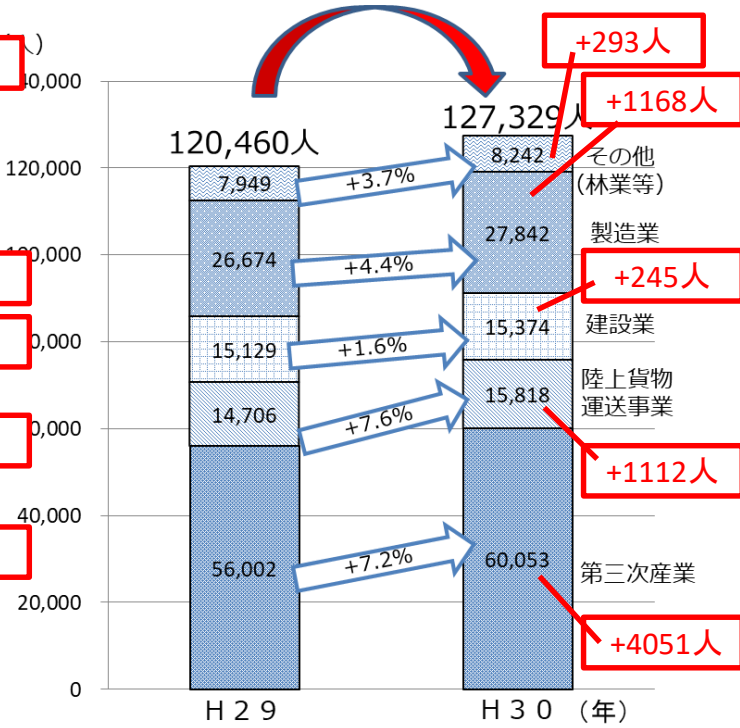
※ 平成30年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、4月8日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害  
▲69人(▲7.1%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害  
+6,869人(+5.7%)

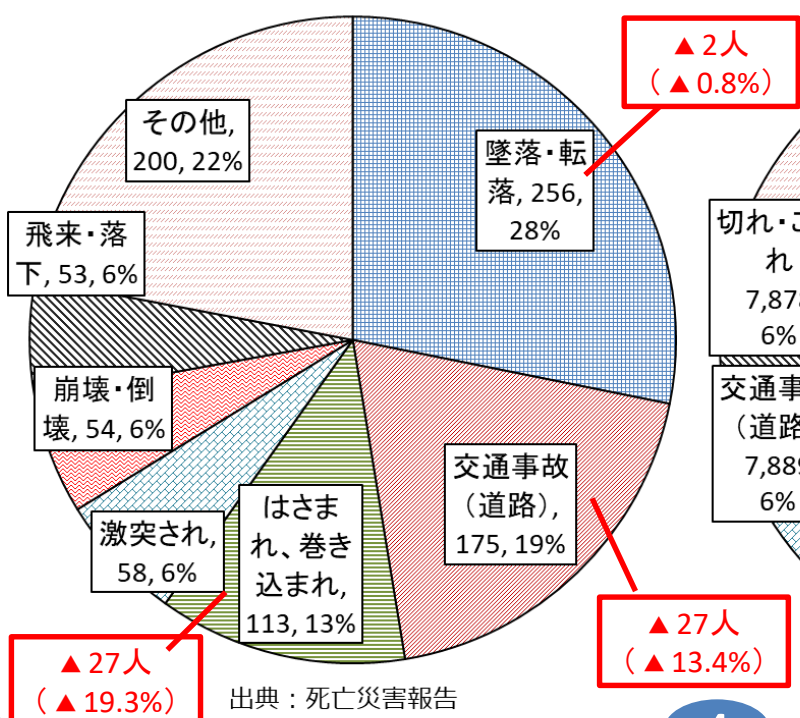


出典：労働者死傷病報告

# 事故の型別労働災害発生状況（H30）確定版 [全国]

死亡災害

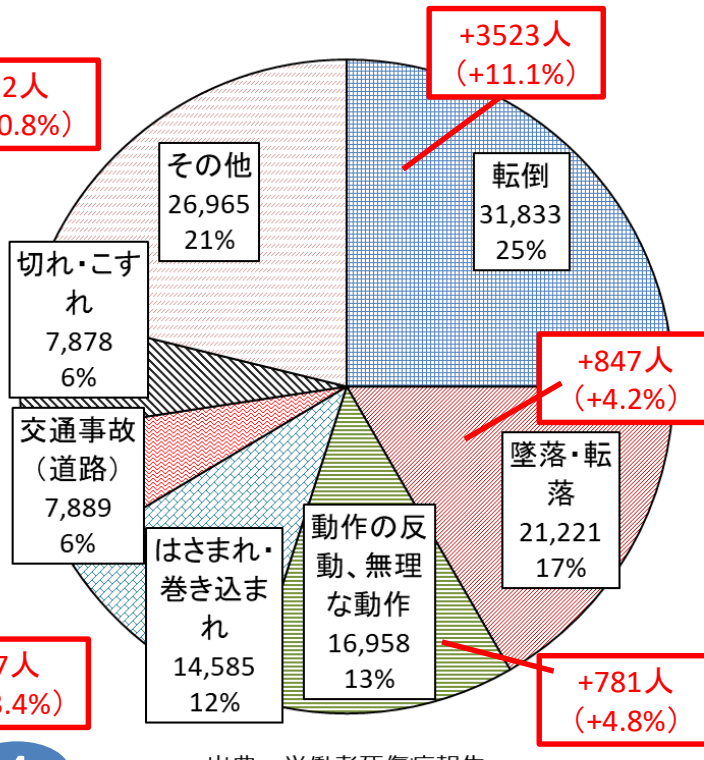
909人、前年同期比▲7.1%



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

127,329人、前年同期比+5.7%

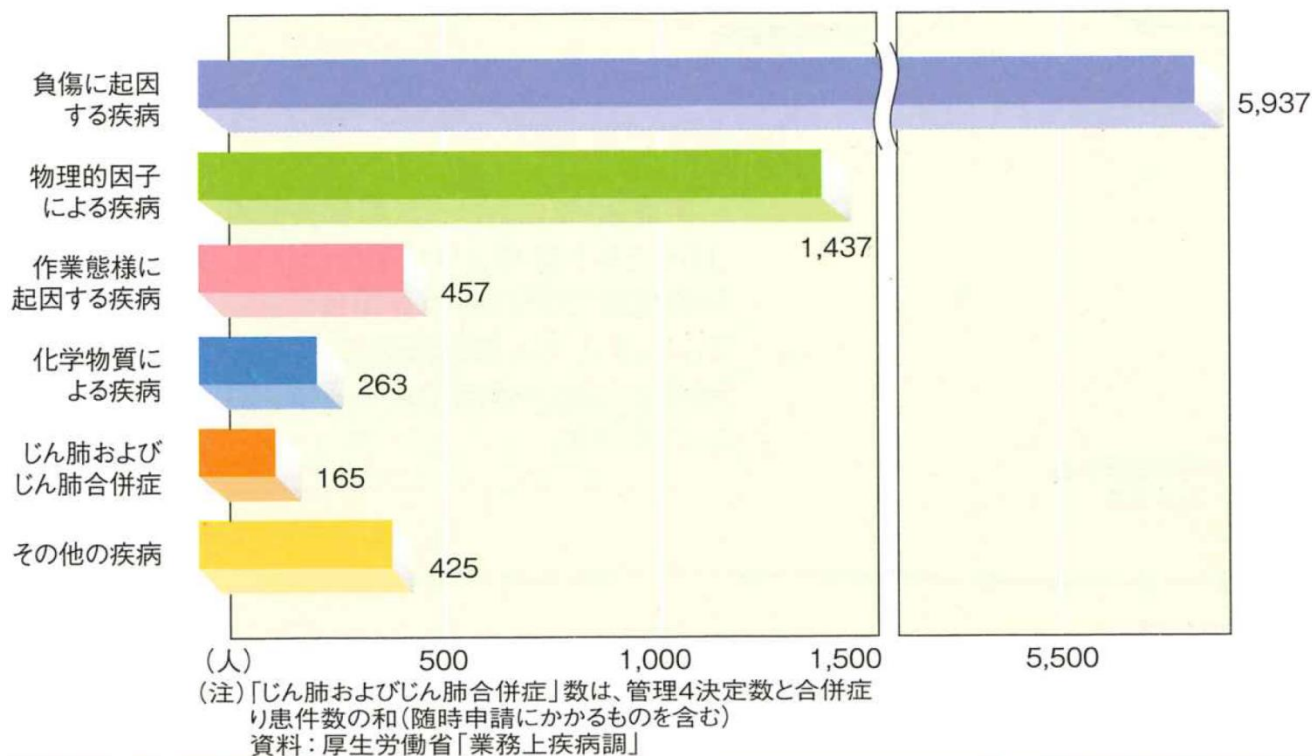


出典：労働者死傷病報告

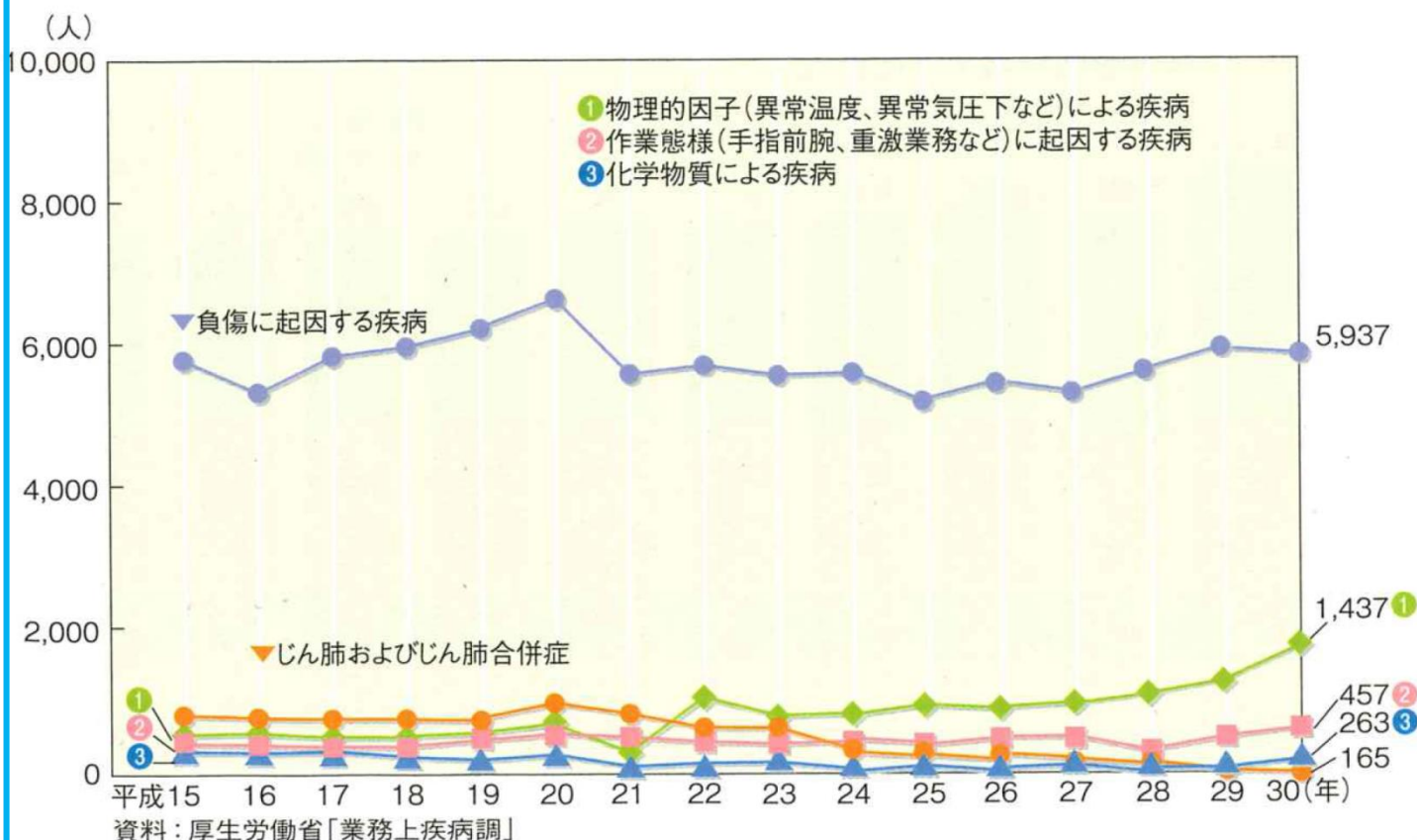


## 傷病分類別業務上疾病者数 [全国]

平成30年は、業務上の負傷に起因する疾病者数が5,937人で、業務上疾病全体の約7割を占めており、この中でも災害性腰痛が5,016人で、業務上の負傷に起因する疾病のうち8割以上を占めています。また、異常温度、異常気圧下など物理的因子による疾病は、1,437人となり、業務上疾病のうちの16.5%を占めています。



## 傷病分類別業務上疾病者数 [全国]



# 業種別死傷年千人率の推移 (休業4日以上) 平成24年～平成30年

	全産業	製造業										鉱業
		食料品	木材・木製品	化学工業	非鉄金属	金属製品	一般機械器具	電気機械器具	輸送用機械	電気・ガス・水道		
平成24年	2.3	6.2	13.1	1.7	2.3	5.7	1.6	0.6	1.7	0.5	9.9	
平成25年	2.3	6.0	11.4	1.6	2.3	5.4	1.4	0.6	1.6	0.4	12.0	
平成26年	2.3	5.9	12.3	1.6	2.2	5.7	1.4	0.6	1.7	0.5	8.1	
平成27年	2.2	5.7	11.2	1.5	2.1	5.4	1.4	0.6	1.6	0.5	7.0	
平成28年	2.2	5.7	11.0	1.5	2.1	5.3	1.4	0.7	1.4	0.4	9.2	
平成29年	2.2	5.8	9.9	1.6	2.0	5.3	1.3	0.7	1.5	0.5	7.0	
平成30年	2.3	5.8	10.9	1.7	2.2	5.2	1.3	0.7	1.7	0.6	10.7	

	建設業	運輸業		林業	商業	金融業	通信・郵便業	教育研究業	保健衛生業	接客娯楽業	農業	漁業
		計	陸上貨物運送									
平成24年	5.0	6.3	8.4	31.6	1.9	0.8	4.5	0.3	1.5	2.4	5.7	15.0
平成25年	5.0	6.3	8.3	28.7	1.8	0.7	3.8	0.3	1.4	2.5	5.4	9.9
平成26年	5.0	6.4	8.4	26.9	1.8	0.8	3.6	0.3	1.5	2.5	5.2	6.3
平成27年	4.6	6.3	8.2	27.0	1.8	0.7	3.2	0.3	1.5	2.6	5.2	8.0
平成28年	4.5	6.3	8.2	31.2	1.8	0.7	3.6	0.3	1.5	2.5	5.1	8.9
平成29年	4.5	6.5	8.4	32.9	1.8	0.8	3.7	0.4	1.6	2.5	4.9	8.1
平成30年	4.5	6.8	8.9	22.4	2.0	0.7	3.8	0.4	1.7	2.5	5.2	7.4

資料出所: 労働者死傷病報告及び総務省労働力調査

注1) 年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、次式で表される。

$$\text{年千人率} = \frac{\text{1年間の死傷者数}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1,000$$

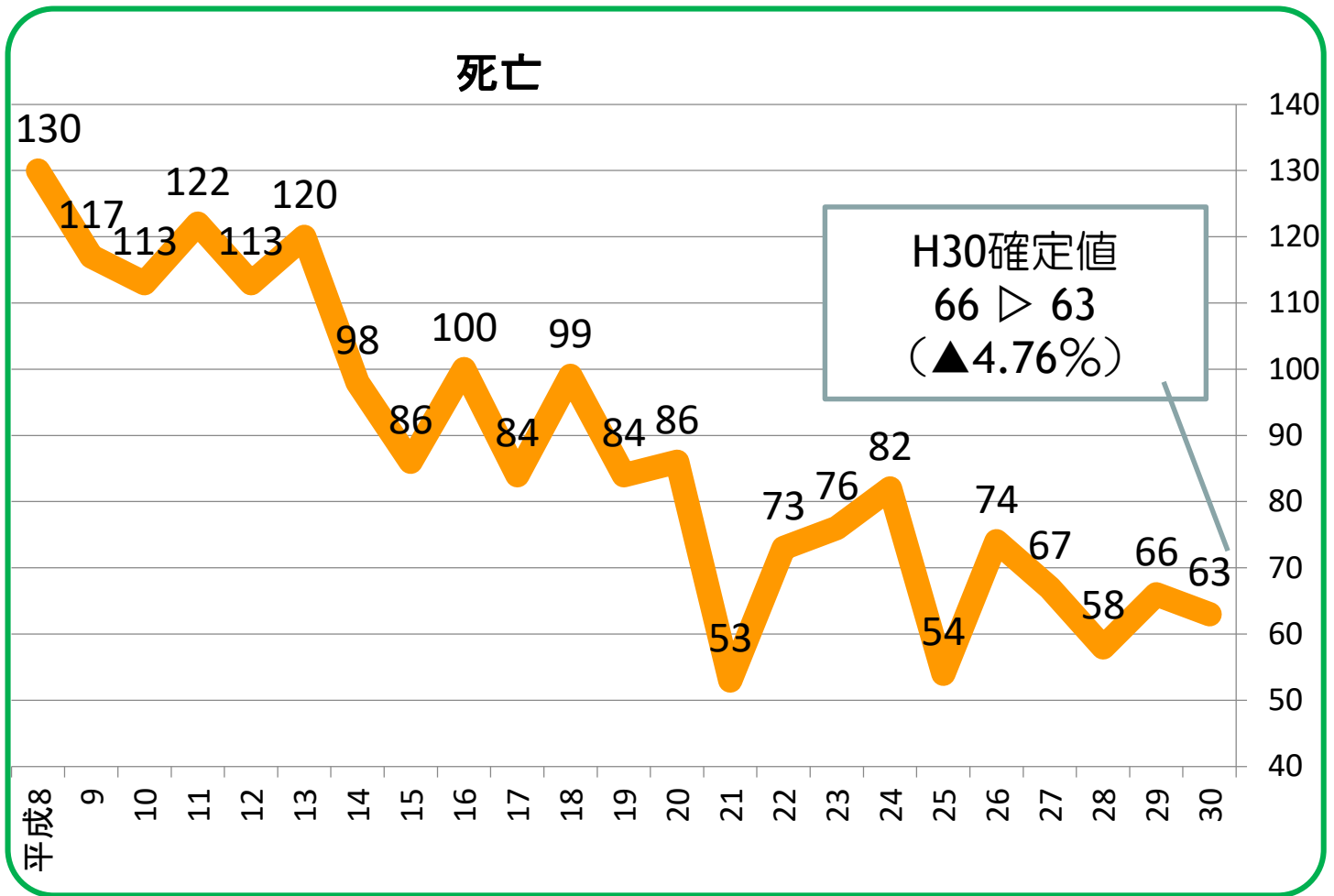
# 産業別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数

(事業所規模100人以上)

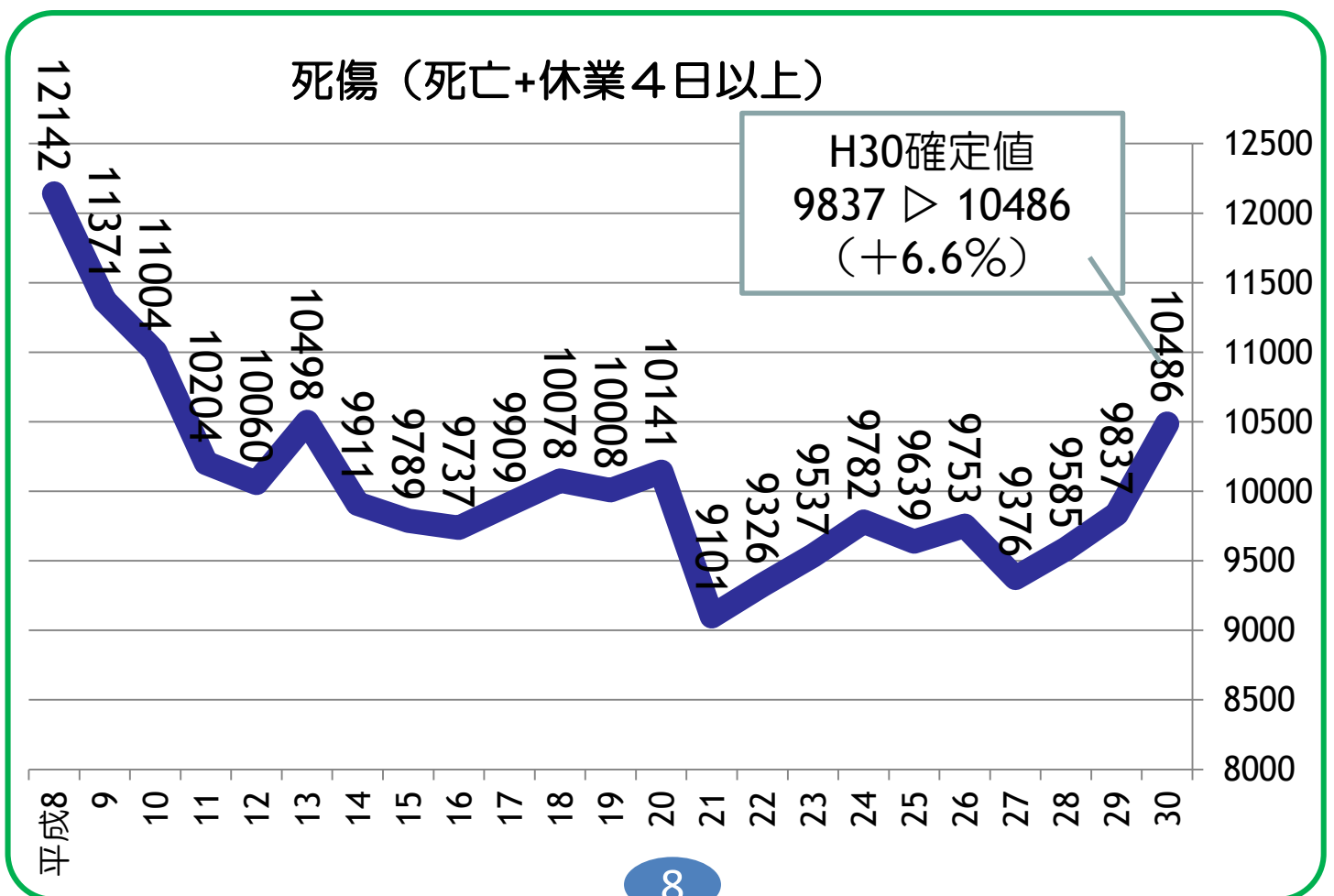
調査産業計	業	度数率		死傷者1人平均労働損失日数(日)	
		死傷合計	死亡		強度率
		1.83	0.00	0.09	50.4
A	農業, 林業 (林業は30年公表なし)	6.28	0	0.16	25.5
	01 農業	6.24	0	0.16	25.0
	02 林業 (29年)	49.19	0	0.65	13.2
	林業 (29年) 事業所規模【30~99人規模】	25.75	0	1.49	-
B	漁業	5.46	0	0.10	18.5
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	1.43	0	0.07	49.3
D	建設業 (総合工事業を除く。)	0.79	0.03	0.28	349.8
E	製造業	1.20	0.01	0.10	85.7
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0.65	0	0.01	22.3
G	情報通信業 (通信業、新聞業及び出版業に限る。)	0.33	0	0.01	21.8
H	運輸業, 郵便業	3.42	0.00	0.12	34.5
I	卸売業, 小売業	2.08	0.01	0.10	48.3
M	宿泊業, 飲食サービス業 (旅館, ホテルに限る。)	3.53	0	0.06	15.8
N	生活関連サービス業, 娯楽業 (洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。)	4.90	0	0.11	22.7
P	医療, 福祉 (一部の業種に限る。)	1.59	0.00	0.04	27.3
R	サービス業 (他に分類されないもの) (一部の業種に限る。)	3.86	0.00	0.13	33.1



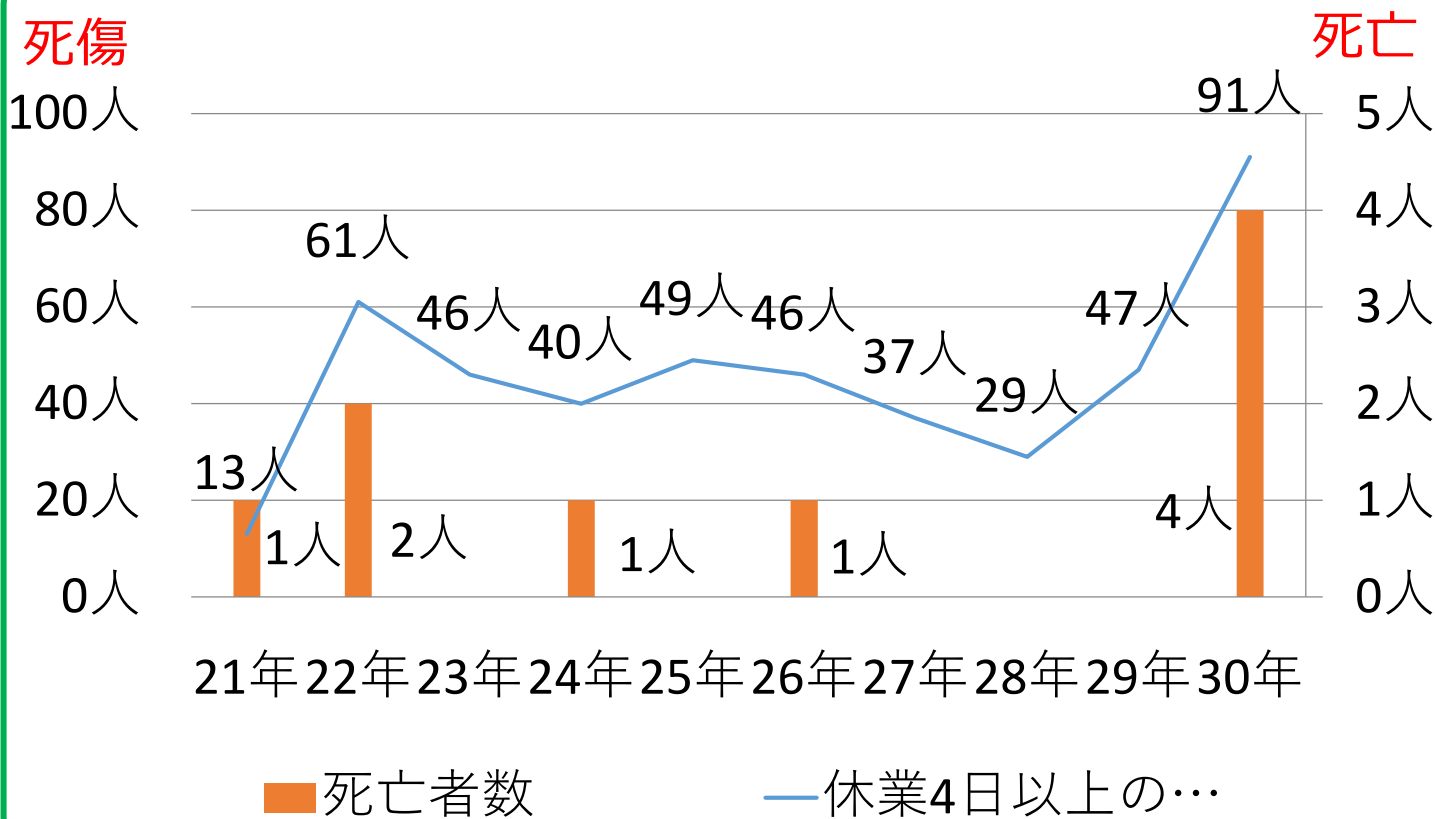
## 死亡災害発生状況の推移（H8-H30） [東京]



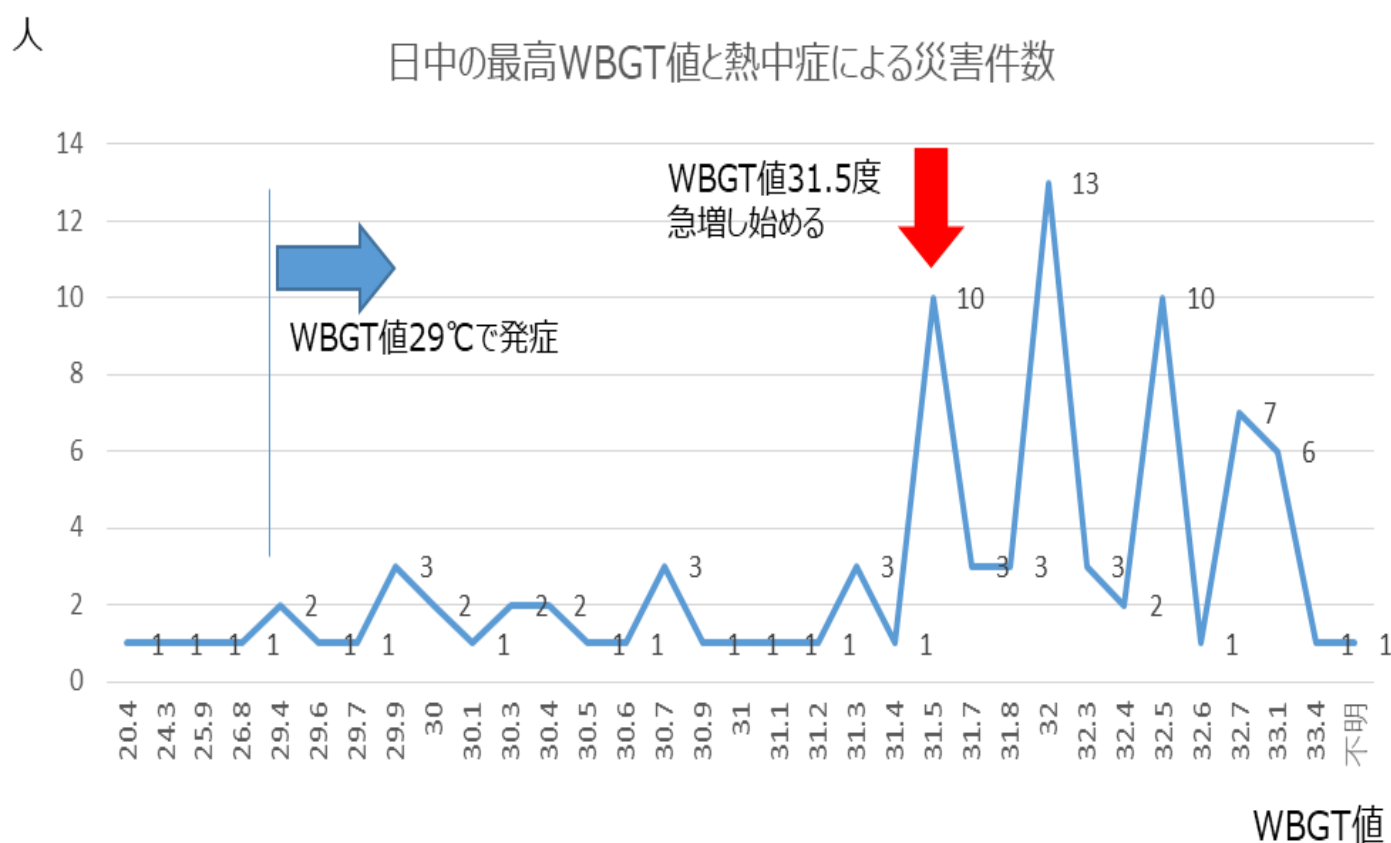
## 死傷災害発生状況の推移( H8-H30) [東京]



# 東京労働局管内における 熱中症による死傷者数の推移



## 熱中症の災害発生状況 [東京]



平成30年青梅署管内労働災害発生状況

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目  
311 305 300 295 290

青梅署13次防目標値→

死傷 災害発生状況(確定値)

**現在 367 件**

前年同期 316 件

死亡 災害発生状況(確定値)

**現在 1 件**

前年同期 1 件

青梅署13次防(1年目)目標値

死傷(4日以上) **311** 件以内  
(前年比) (-1.58%)

死亡 **0** 件以内

達成率(死傷) **367件/311件 (18%) 超過**

達成率(死亡) **1件/0件 (100%) 超過**

増減率(%) **16.1** %

増減率(%) **0.0** %

月別目標及び実績 (1年目)実績(月別速報値)→  
前年実績(月別確定値)→  
署13次防(1年目)目標値(月別)→

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月											
42	30	72	32	104	29	133	29	162	23	185	29	214	30	244	37	318	25	343	24	367		
35	24	59	29	88	34	122	24	146	23	169	34	203	22	225	18	243	34	277	24	301	15	316
26	51	77	102	128	153	179	204	230	255	281	311											

↑実績値の( )内は当該月の数( )外は累計、オレンジは目標値超、赤は前年確定値超、青は目標値以下↑

平成30年 死傷災害発生状況 (確定値)

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

製造業	建設業	土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* その他の建設業	* 運輸交通業	* 道路貨物運送業	* 貨物取扱業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	署計
59	35	17	15	3	3	46	42	2	51	47	49	39	22	15	12	1	30	4	4	10	316
増減率(%)	39.0	-2.9	60.0	133.3	33.3	4.3	-7.1	50.0	-13.7	-31.9	16.3	7.7	40.9	53.3	91.7	400.0	16.7	-100.0	25.0	0.0	16.1
全業種中の割合	22.3%	9.3%	1.6%	6.5%	1.9%	13.1%	10.6%	0.8%	12.0%	8.7%	15.5%	11.4%	8.4%	6.3%	6.3%	1.4%	9.5%	0.0%	1.4%	2.7%	100.0%
	18.7%	11.1%	5.4%	4.7%	0.9%	14.6%	13.3%	0.6%	16.1%	14.9%	15.5%	12.3%	7.0%	4.7%	3.8%	0.3%	9.5%	1.3%	1.3%	3.2%	100.0%

(注1) 上段は本年4月末日現在(確定値)

下段は前年同期(確定値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上以上の災害。

平成31年 死亡災害発生状況 (確定値)

その1 署別・業種別

青梅労働基準監督署

製造業	建設業	土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* その他の建設業	* 運輸交通業	* 道路貨物運送業	* 貨物取扱業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(農業、畜産、水産業)	署計
製造業	建設業	土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* その他の建設業	* 運輸交通業	* 道路貨物運送業	* 貨物取扱業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他	署計
						1	1	1													1
全業種中の割合																					1

(注) 上段は本年4月末日現在(確定値)

下段は前年同期(確定値)



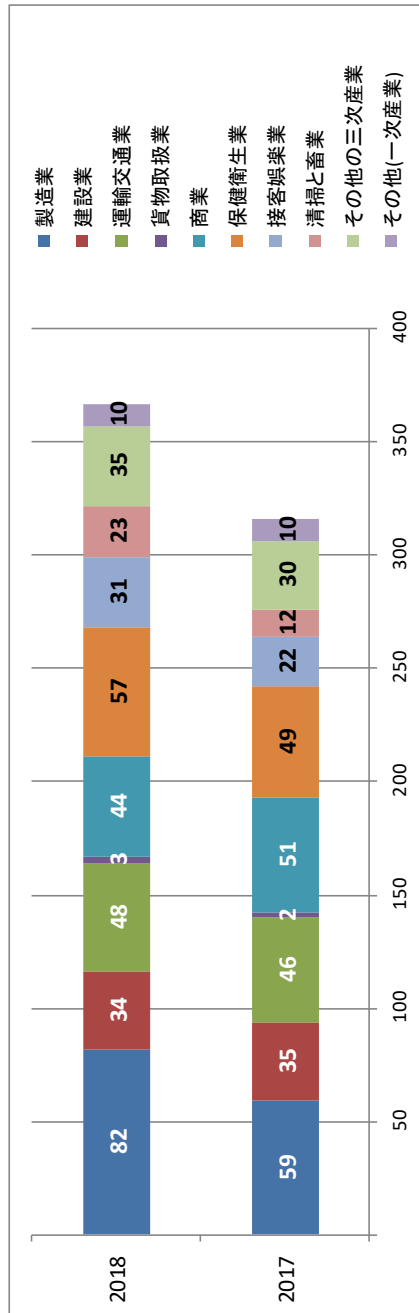
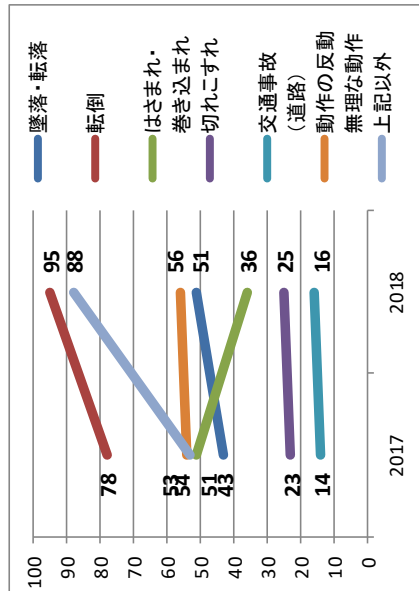
# 全産業における死傷者数 (H30) [青梅署]

## 平成30年 事故の型別・死傷災害発生状況 (確定値)

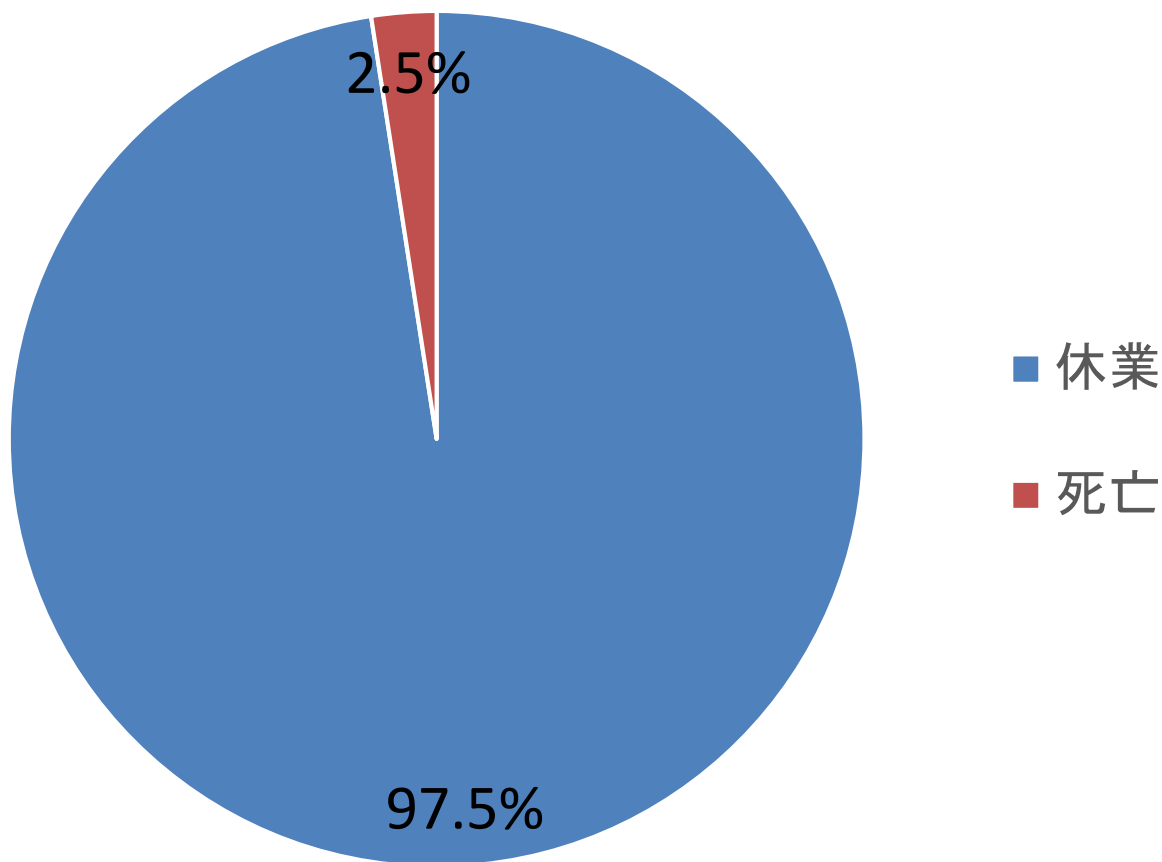
業種別・事故の型別	青梅労働基準監督署																					
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客業	* 飲食店	清掃と畜業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	計
墜落・転落	8	9	1	5	1	3	11	11	5	3	3	4	3	5	3	2	5	2			2	51
増減率 (%)	100.0	0.0	-66.7	-16.7	-50.0	300.0	-21.4	-21.4	-16.7	-50.0	33.3	50.0	50.0	500.0	300.0	-50.0	-100.0	400.0	-	-	0.0	18.6
転倒	21	9	1	8	2		13	11	7	6	21	12	8	6	5	2	9	4	4	1	95	
増減率 (%)	133.3	350.0	100.0	300.0	200.0	-	30.0	10.0	-61.1	-64.7	40.0	0.0	0.0	0.0	150.0	200.0	-25.0	100.0	100.0	100.0	21.8	
はさまれ・巻き込まれ	21	5	1	3	1	1			3	2	1				2	1	3	1		1	36	
増減率 (%)	-16.0	-28.6	-50.0	50.0	0.0	-66.7	-100.0	-100.0	-57.1	-60.0	-66.7	-100.0	-	-	-33.3	100.0	200.0	-50.0	-	-50.0	-29.4	
切れこすれ	7	1		1	1		1	1	4	3			8	7		1	1	3		3	25	
増減率 (%)	16.7	-83.3	-100.0	-66.7	100.0	-	100.0	100.0	0.0	-25.0	-100.0	-100.0	800.0	700.0	-100.0	-	0.0	0.0	-	-25.0	8.7	
交通事故(道路)	1	3	3				4	2	3	3	4	4	4	1	1	3	3	6	1		16	
増減率 (%)	0.0	-100.0	-100.0	-	-	-	33.3	100.0	200.0	200.0	400.0	400.0	-	-	100.0	-	-50.0	-100.0	-100.0	-	14.3	
動作の反動	9	1	1	1	1		7	4	2	11	6	14	11	2	1	4	2	6			56	
増減率 (%)	28.6	-50.0	-100.0	100.0	100.0	-	16.7	-20.0	200.0	10.0	-33.3	-6.7	-15.4	-71.4	-75.0	300.0	200.0	0.0	-	-	3.7	
上記以外	15	9	3	6	1		12	10	11	9	13	12	8	6	9	8	8	1	1	3	88	
増減率 (%)																						

(注1) 上記表の上段は本年4月末日現在 (確定値) 下段は前年同期 (確定値)、(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上以上の災害。

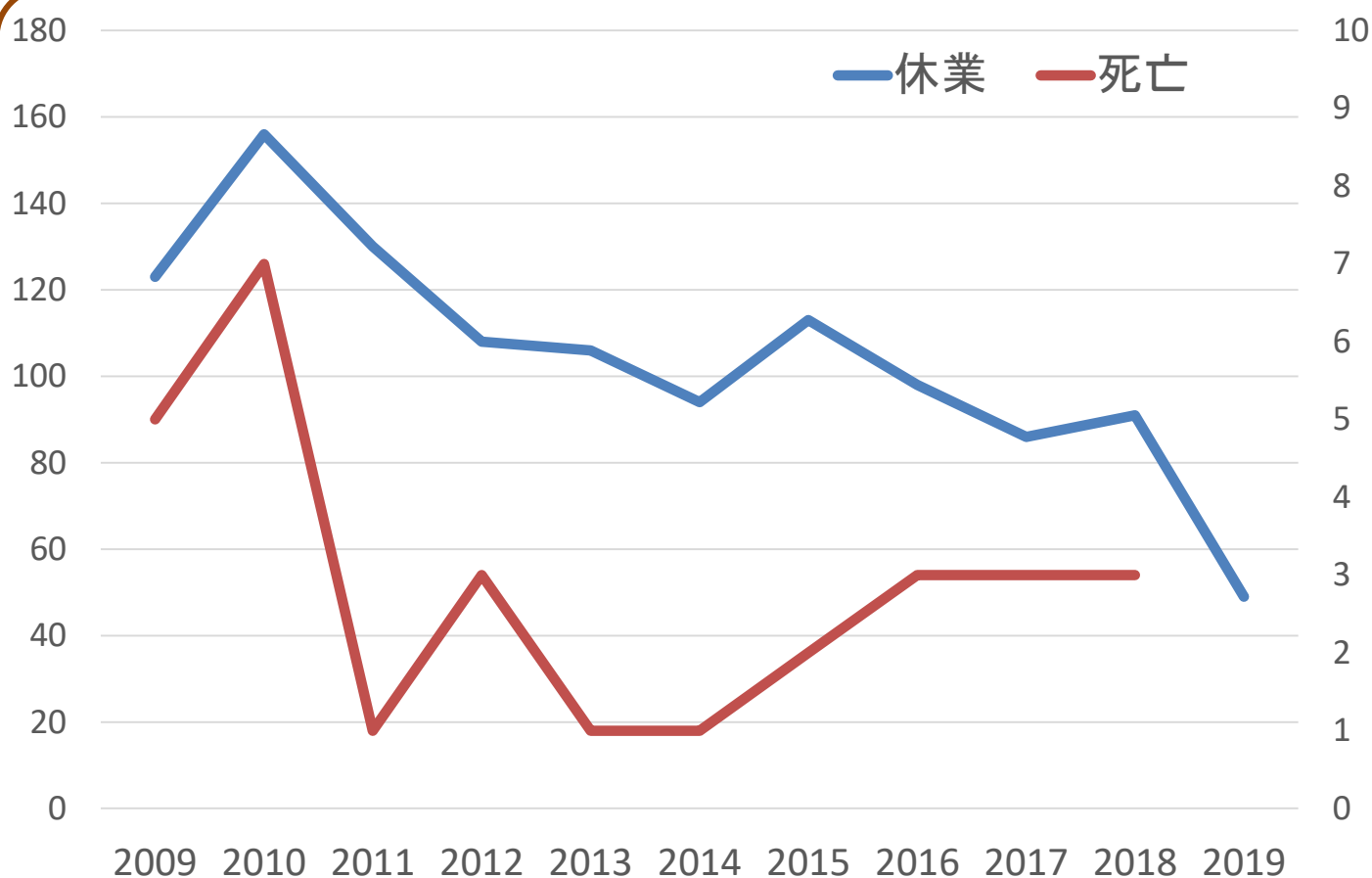
※ 下記グラフの項目の「2018」は本年4月末日現在、(確定値) 「2017」は前年同期 (確定値)



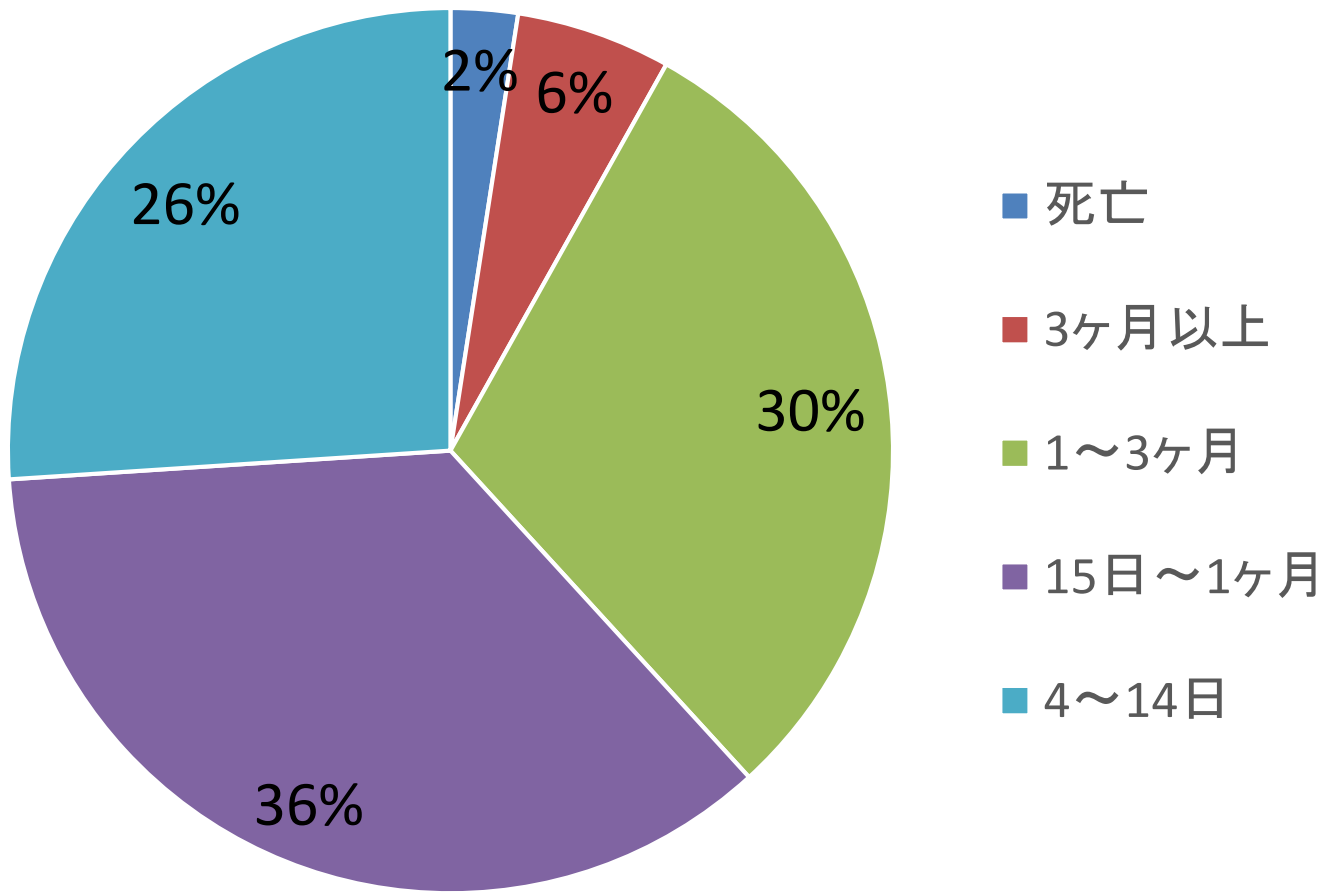
# 死亡休業の別 死傷災害発生状況2009-2019 [関東] 林業



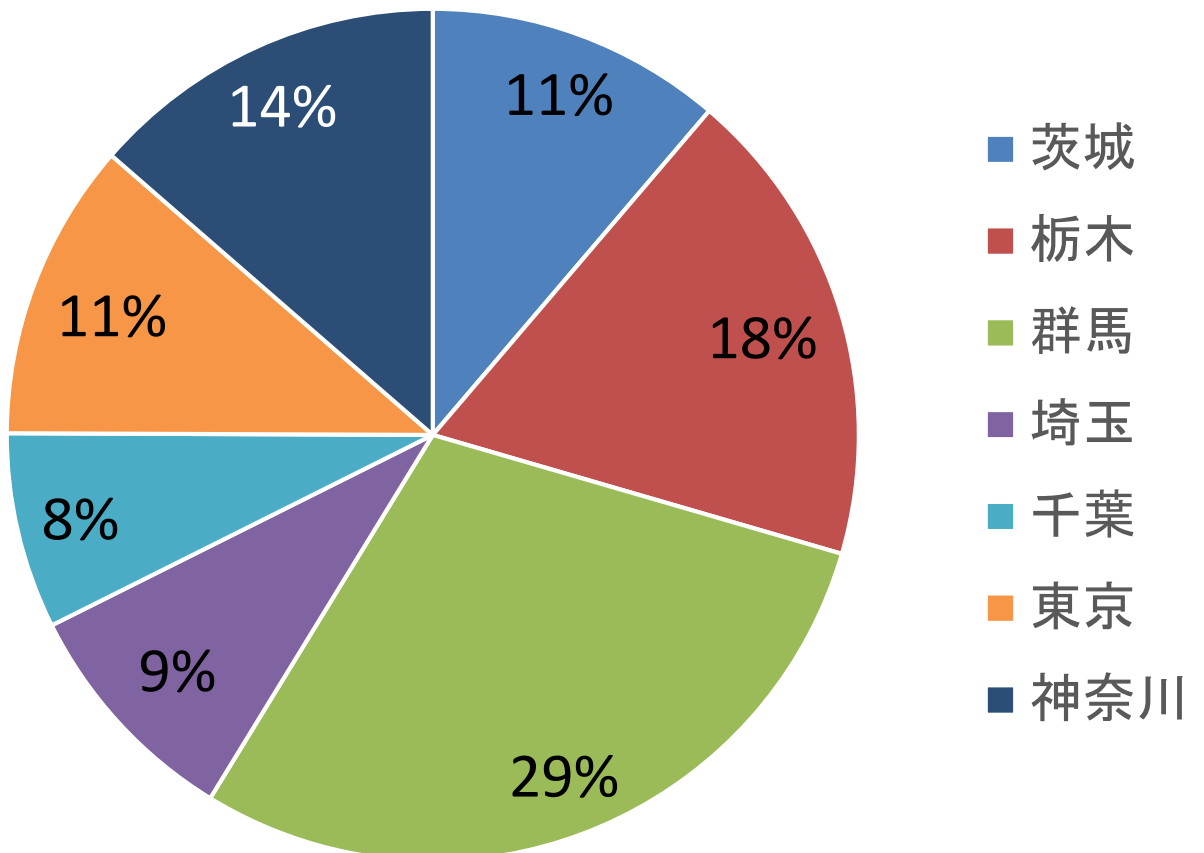
## 死亡・死傷災害の推移 2009-2019 [関東] 林業



# 災害程度都県別 死傷災害発生状況2009-2019 [関東]

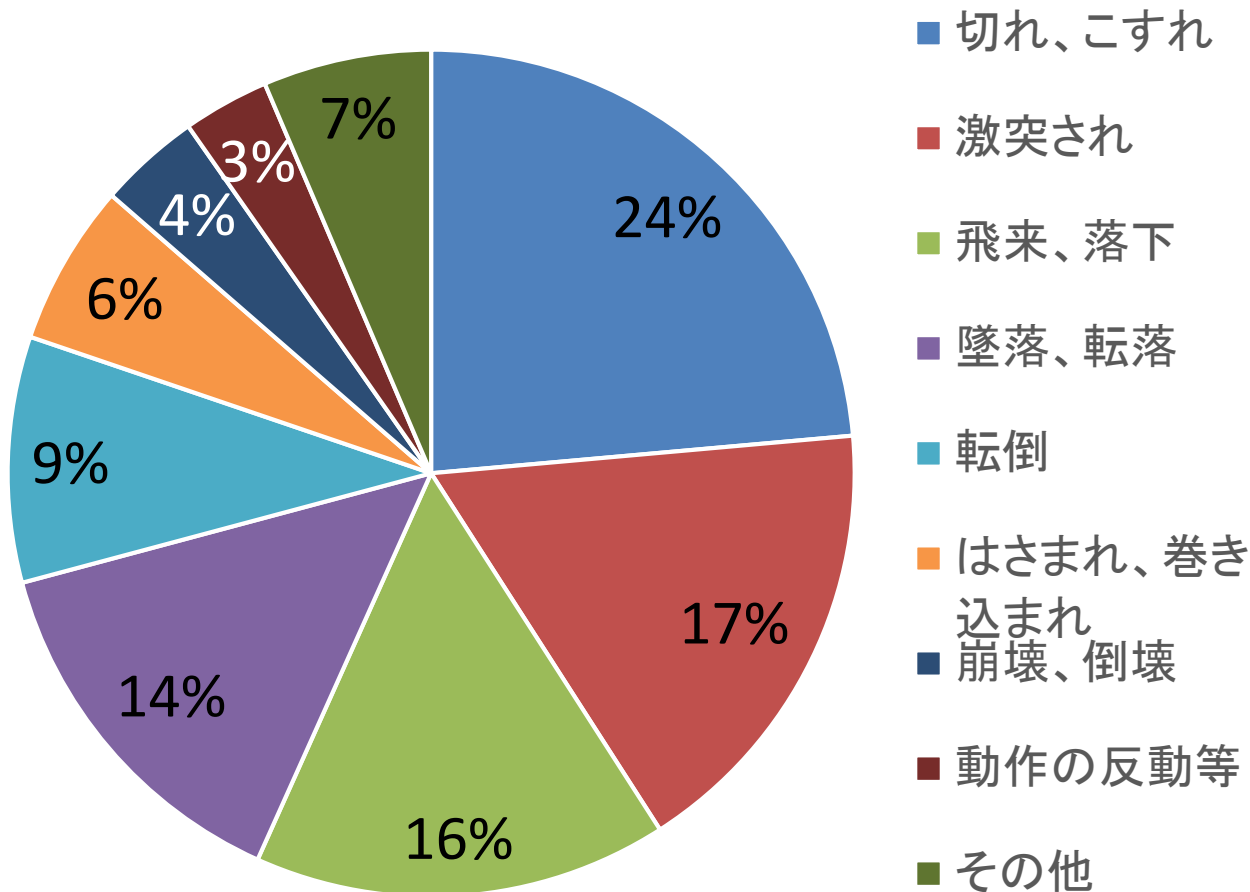


# 都県別 死傷災害発生状況2009-2019 [関東]

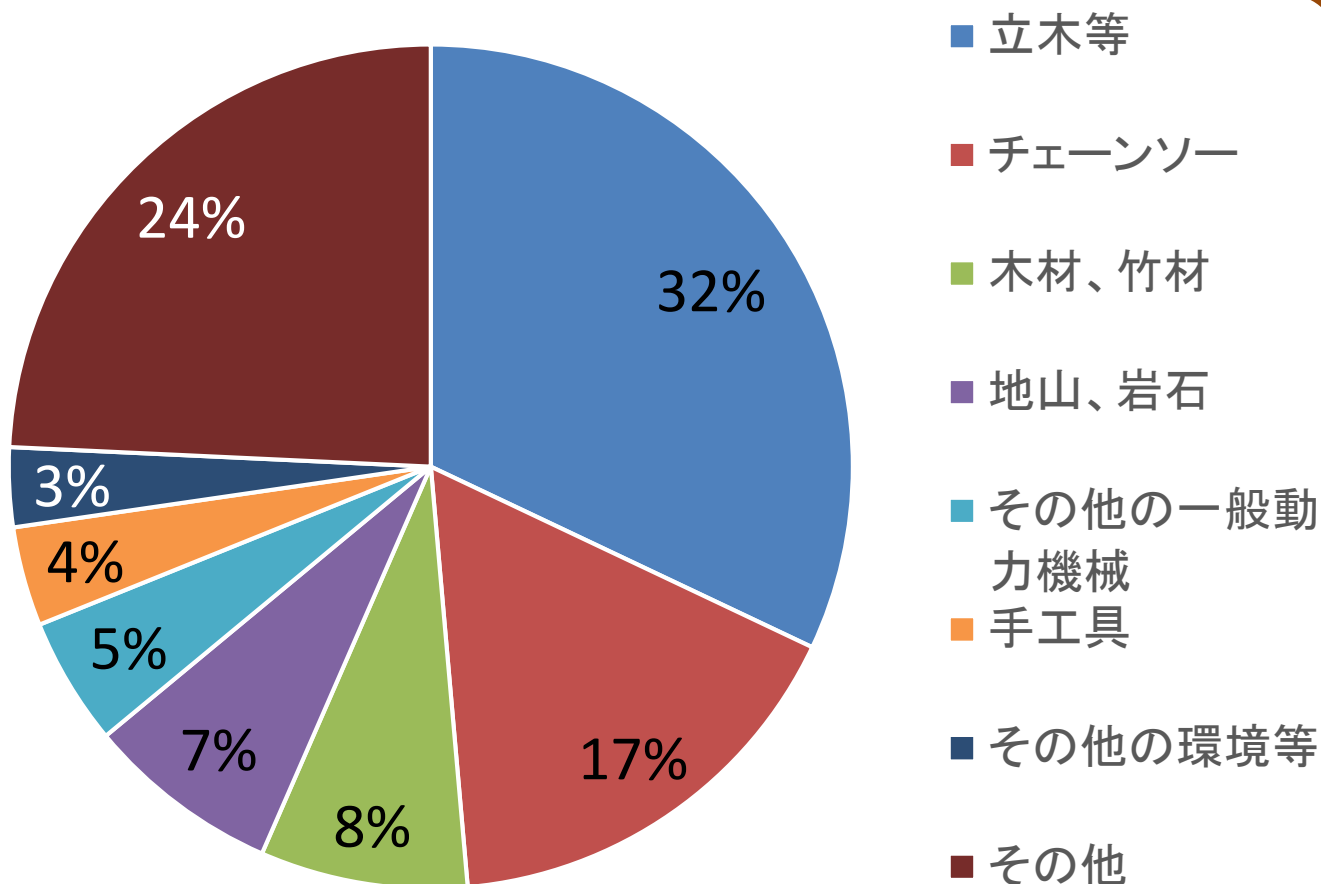




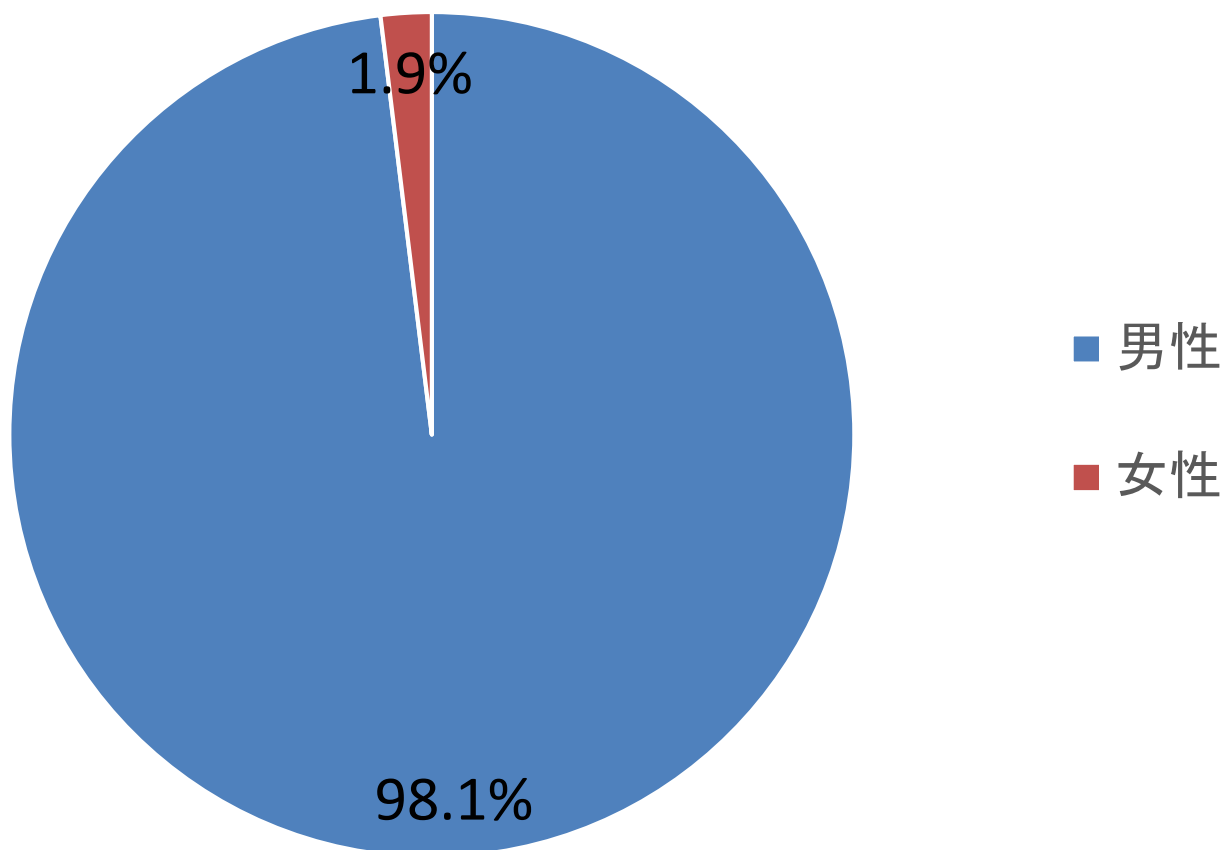
## 事故の型別 死傷災害発生状況2009-2019 [関東]



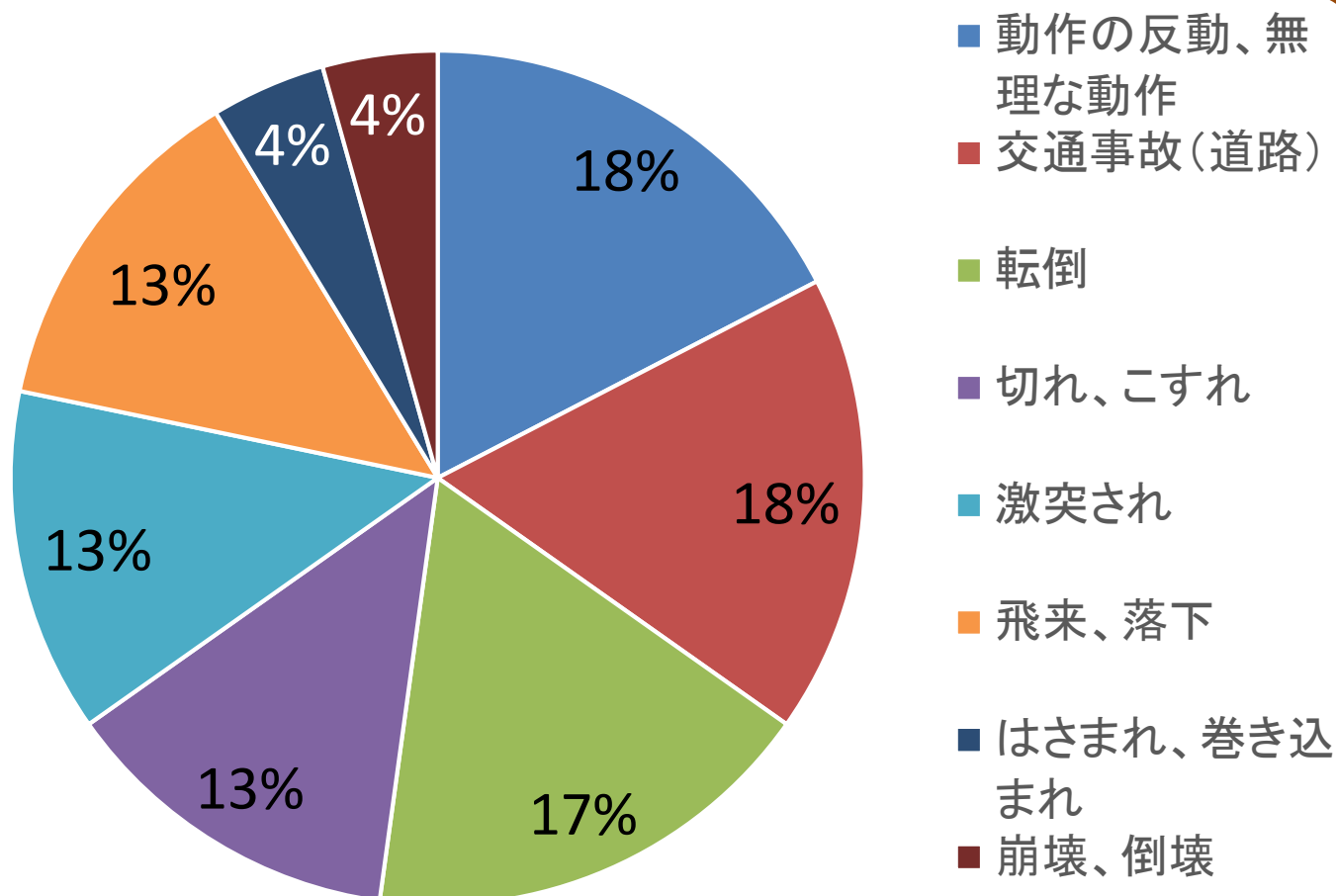
## 起因物別 死傷災害発生状況2009-2019 [関東]



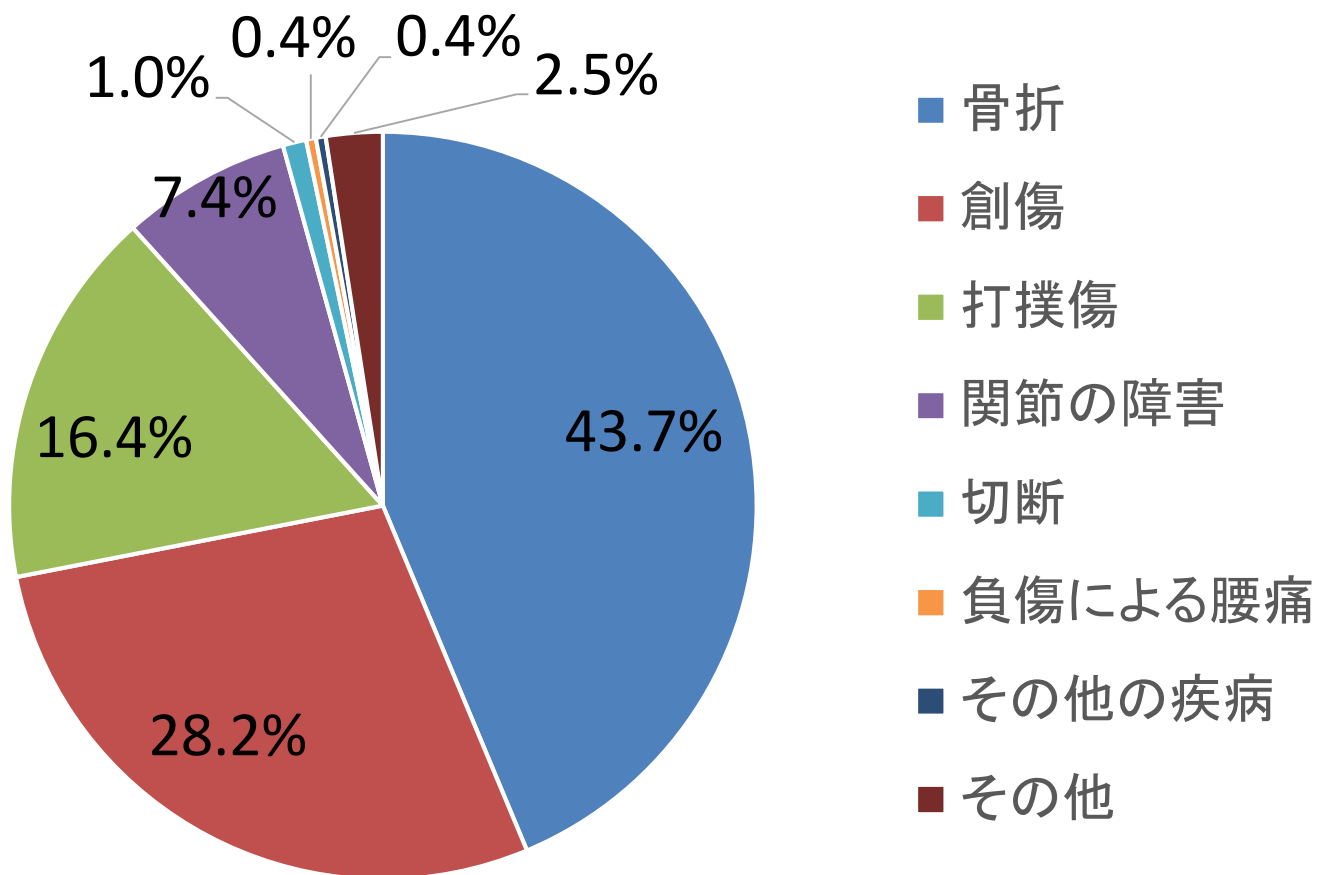
## 男女別 死傷災害発生状況2009-2019 [関東]



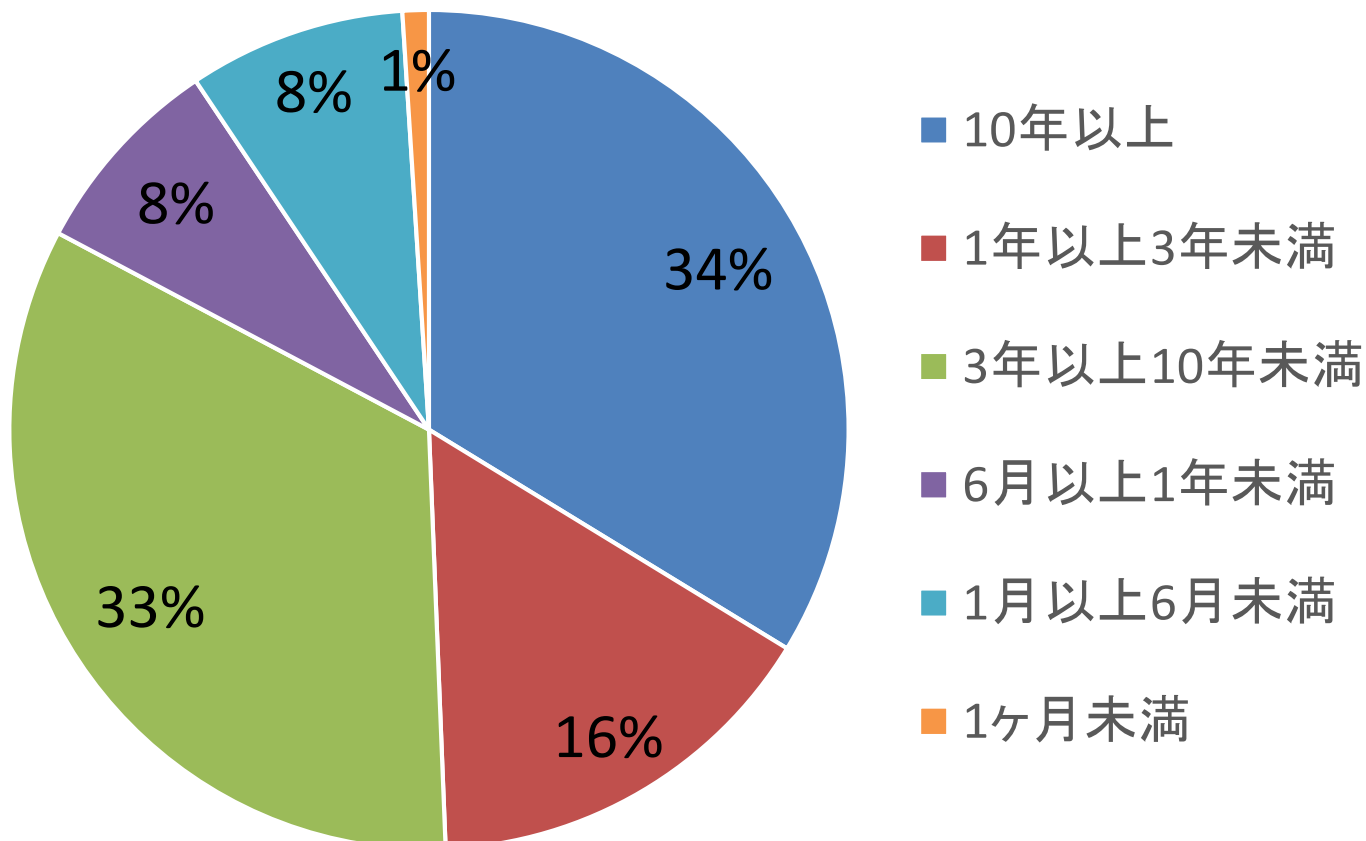
## 事故の型別 死傷災害発生状況（女性）2009-2019 [関東]



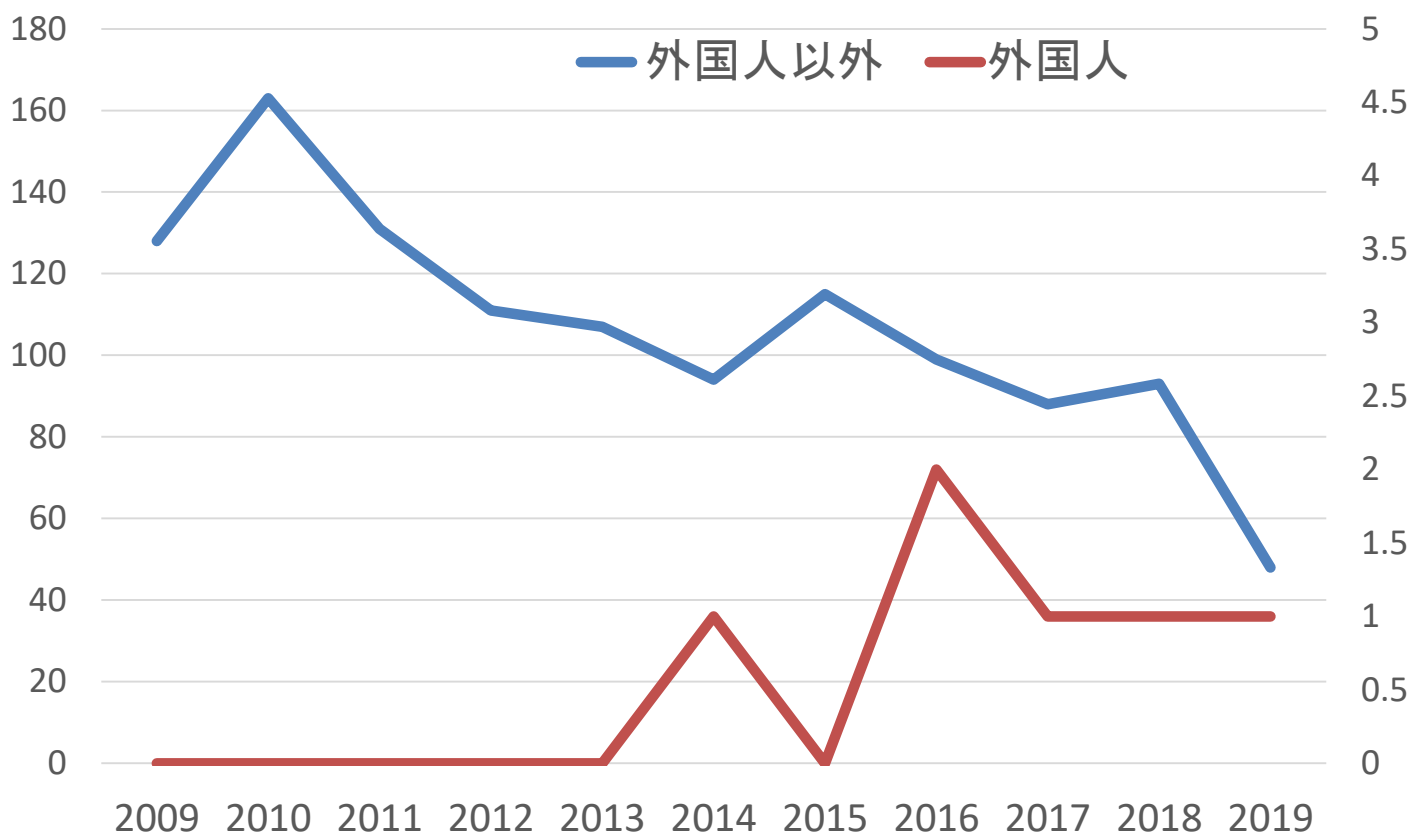
## 傷病部位別 死傷災害発生状況2009-2019 [関東]



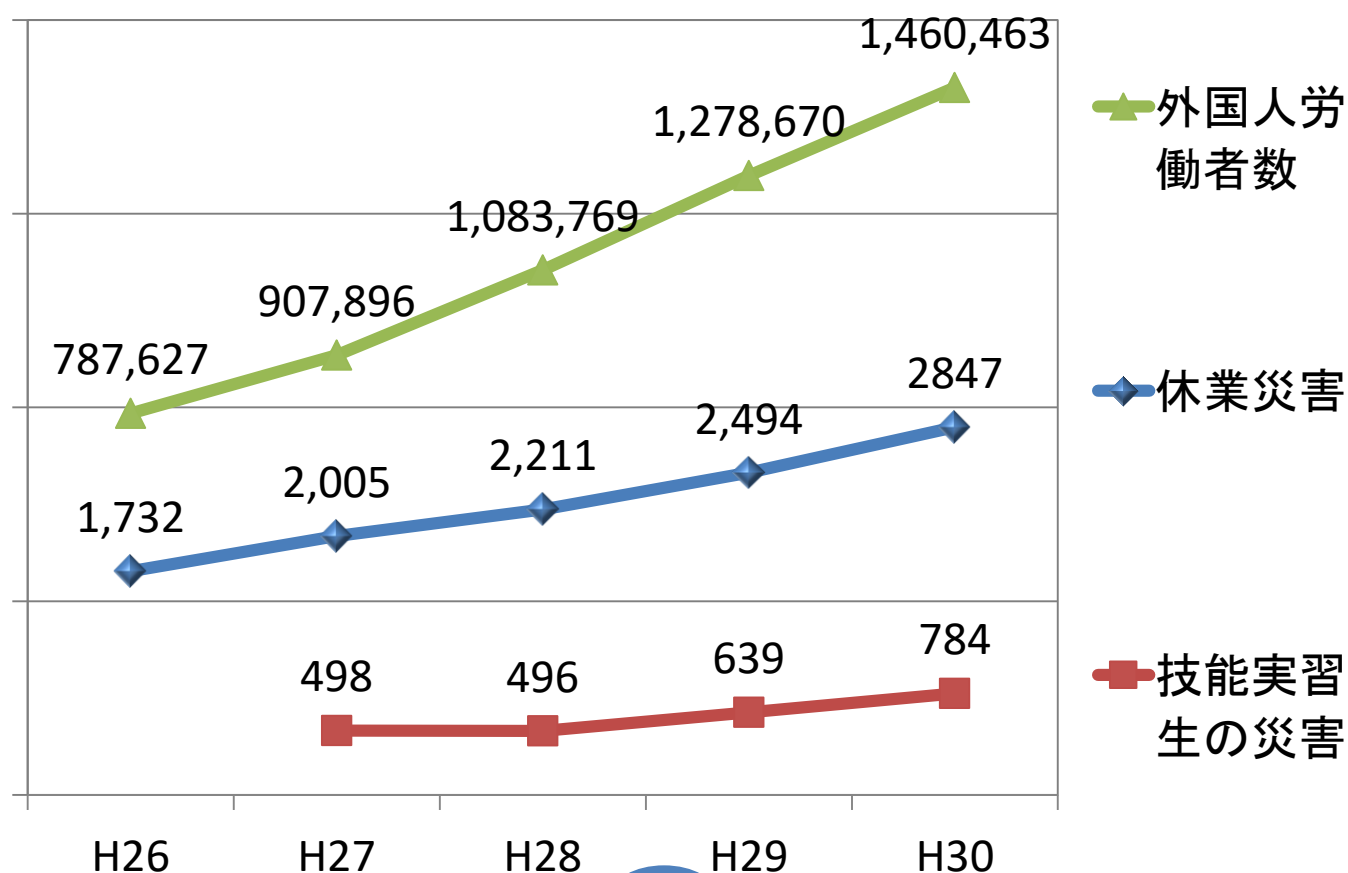
## 経験年数別 死傷災害発生状況2009-2019 [関東]



## 国籍別 死傷災害発生状況2009-2019 [関東]



## 外国人労働者数、死傷者数の推移 2014-2018 [全国]



## 林業における労働災害防止の留意事項

平成30年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、3年連続増加という憂慮すべき状況にあります。

第13次労働災害防止計画では、林業を重点業種とし、休業4日以上死傷者数を5%以上減少させることを目標としていますが、初年度である昨年度の労働災害発生状況を踏まえると、より効果的に労働災害防止対策に取り組む必要があります。

林業の死傷者については、**切れこすれ、激突され、飛来・落下、墜落転落、転倒、動作の反動無理な動作などの災害**が多く発生しています。

また、労働災害を個別にみると、**基本的な安全管理の取組が徹底されていないこと**によるものが多数見られ、**安全衛生管理体制がおろそかになっている**状況が懸念されます。

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

つきましては、下記事項にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全・衛生のための活動を行っていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 林業における留意事項について

災害の発生状況を見ると、**基本的な安全対策が不十分**なことにより、災害につながっているものが多く見られるところです。改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図るようお願いします。

(ア) **労働安全衛生規則改正**により、伐木作業等の安全対策が強化されたことから、当該改正安全衛生規則に基づき作業を行うこと。

(イ) 現在、依然として、激突されといった伐木作業に係る死亡災害が多く、また、チェーンソーによる切れこすれ災害が発生しており、**「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(以下、「伐木ガイドライン」等)**に留意の上作業を行うこと。

(ウ) 労働安全衛生規則改正による、**伐木ガイドラインの改正**が予定されていることから、追って通知する予定の改正内容に留意すること。

(エ) **「立木」からの墜落・転落災害**が多いことから、**墜落転落防止対策(安全带(墜落制止用器具に係る法令改正等)について留意)**の使用などの徹底を行うこと。

※ 墜落制止用器具の使用が必要な場所においては確実に墜落制止用器具を使用すること。また、墜落制止用器具の使用徹底に係るスローガン「**落ちない設備 落とすな命 ルールを守って墜落ゼロ ～高所では墜落制止用器具を使おう～**」を掲げ、墜落制止用器具の使用徹底についての機運を高めるよう意識付けを行うこと。

② はしご、脚立、伸び馬による災害が多いことから、**「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」**リーフレットを活用し、正しい使用方法について周知すること。

③ トラック荷台上での墜落等の災害防止のため、現場内での荷卸し等について昇降設備や墜落制止用器具の取り付け設備の設置等の措置を検討すること。



- (オ) はさまれ・巻き込まれ災害においては、**木材伐出機械、移動式クレーン又はトラック等、の機械、立木、木材等の材料を起因物**としており、これらが機械作業が行われている箇所での災害、これらに轢かれることによる災害が多いことから、木材伐出機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両及び伐木作業の作業計画の作成等の災害防止措置等を行うこと。
- (カ) 飛来・落下災害においては、**クレーン、ウインチ、機械集材・運材索道等による荷等の運搬作業時に荷等が落下**することによる災害が多いことから、作業間の連絡調整を十分に行うことにより荷等の下への立入禁止措置を徹底すること。

## 2 業種横断的な対策について

### (1) 転倒の防止の留意点。

#### ア 冬季（積雪や凍結による転倒災害が多い時期）での対策

転倒災害は冬季に積雪等により多く発生する傾向があるため、特に積雪の多い都道府県においては、冬季より前に、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択とともに、転びにくい歩き方の励行などを**教育する**等、転倒防止対策等を徹底すること。

#### イ 高年齢労働者対策

転倒災害は高年齢労働者、特にそのうち女性の労働者が多く被災する傾向があることから、転倒災害を防止するため、転倒危険場所、滑りにくい履き物の選択について労働者に周知するとともに、特に高年齢労働者を多く雇用する事業場においては、始業前の体操等を実施すること。また、平成30年6月に中央労働災害防止協会が発行した「エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～」等、高年齢労働者の安全と健康の確保のための留意事項がまとまったテキスト等を活用し**教育**すること。

### (2) 腰痛の予防

第三次産業、製造業、陸上貨物運送事業の動作の反動・無理な動作による死傷者の発生件数は、増加傾向にある。特に、経験年数3年未満の労働者の占める割合が高く、また、40歳以上の労働者においては休業見込みが6か月以上の重篤な災害が多発している。このことに鑑み、平成25年基発0618第1号「**職場における腰痛予防対策の推進について**」に基づく対策の徹底、特に雇入時における腰痛予防等の**労働衛生教育**や、補助機器の導入等による腰部に負担のかかる作業の省力化等の実施を図ること。

### (3) 交通労働災害対策

交通事故（道路）の平成30年（全国）の休業4日以上死傷者数は、7,889人であり、前年比で4件増加している。

交通労働災害防止対策として、「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」（平成30年6月1日改正）に基づく措置を徹底すること。

# 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

## ～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



### 【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上の子傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表)を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)の一部を改正しました。

### 今回の改正の主な内容

#### 1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。

(安衛則、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。)の改正)

#### 2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。

(安衛則の改正)

- (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
- (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
- (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
- (4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

#### 3. その他の改正を行います。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 1. 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

- 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。また、統合後の特別教育の時間数を増やします。  
既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

【受講を省略できる条件】

- (※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者
- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(\*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
  - ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(\*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
  - ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(\*2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(平成32年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

- (\*1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)  
(\*2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講するべき時間の対比表

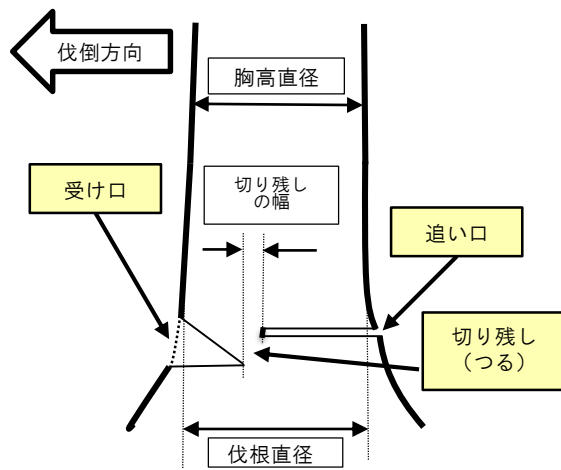
学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間		
			①	②	③
<b>I 伐木等作業に関する知識</b>					
	伐倒の合図 退避の方法	4時間	/	/	2時間
	伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理				
	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用				
<b>II チェーンソーに関する知識</b>					
	チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間	/	2時間	/
<b>III 振動障害及びその予防に関する知識</b>					
	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2時間	/	2時間	/
<b>IV 関係法令</b>					
	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間	1時間	1時間	1時間
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間		
			①	②	③
<b>V 伐木等の方法</b>					
	造材の方法	5時間	/	/	2時間
	伐木の方法 かかり木の処理の方法				
	下肢の切創防止用保護衣等の着用				
<b>VI チェーンソーの操作</b>					
	基本操作 応用操作	2時間	/	2時間	/
<b>VII チェーンソーの点検及び整備</b>					
	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間	/	2時間	/

## 2-(1) 伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

○ 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。

○ 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し(つる)」を確保することを新たに義務付けます。(図1)

(参考) 胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。



(図1)受け口、追い口等の関係図

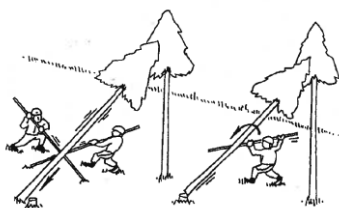
## 2-(2) かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

○ かかり木の処理の作業(図2)に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。

○ やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。

○ 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかっている立木を伐倒」(図3)及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)」(図4)することを禁止します。

<注意> 「かかっている木の元玉切り」(かかった状態のまま元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。)(図5)は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。



(図2)かかり木の処理



(図3)かかっている立木の伐倒



(図4)かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒



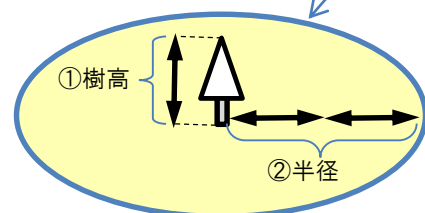
(図5)かかっている木の元玉切り

## 2-(3) 立入禁止（安衛則第481条）関係

○ 従来から、造林等の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。

○ 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。(図6)

②半径が①樹高の2倍の距離の円  
(立入禁止の範囲)



(図6)立入禁止の範囲

<注意> 立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図によりの確に情報伝達を行い、立入禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。



## 2-(4) 下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

- チェーンソーによる休業4日以上死傷災害の多くが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣（図7）を着用させることを義務付けます。
- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



（図7）下肢の切創防止用保護衣

＜注意1＞（図7）で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのもを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

＜注意2＞チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

## 3-(1) 車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（安衛則第151条の89、第151条の125、第151条の153）関係

- 伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等により搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加します。

## 3-(2) 修羅（しゅら）、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほとんど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

### 施行期日

このリーフレット内容の施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。

（一部の規定\*は公布日、特別教育の部分は2020(令和2)年8月1日）

（\*）修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

（公布日：2019(平成31)年2月12日）

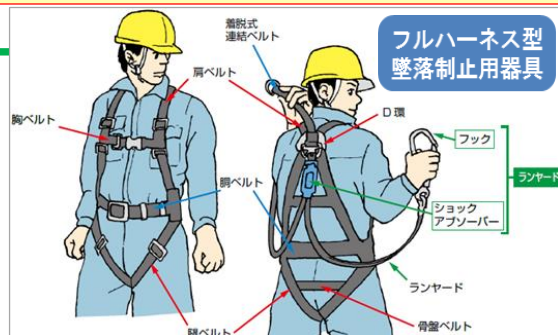
### 墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

- 墜落制止用器具(安全帯) に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いていた作業については、墜落制止用器具（一本つりのハーネス型等）を用いることが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

- ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合（フックがかけられない場合など）には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。



さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

伐木作業等の労働災害防止



# 伐木作業にかかる改正安全衛生規則Q&A

令和元年11月25日付け基安安発1125第1号 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

1 安衛則における「伐木」とは、立木を切ること限定されるのか、それとも、風倒木や枯損木、流木を切ることや、家屋の柱や梁などの木材を切ることも含まれるのか、御教示願います。

(答)

① 安衛則第36条又は第8章伐木作業等における危険の防止(第477条から第485条まで)が適用(以下、「安衛則が適用」という。)される「伐木」とは、伐木→造材→集材→運材という一連の木材生産過程において、**立木の地上部分を切る**ことである。なお、これまで、治山治水、環境保全、開発等のために、立木の地上部分をきる場合についても、伐木として取り扱っていたが、今後においても、従前のおりである。

② **安衛則が適用される「立木」とは、自立している状態の木をいうものであって、その木の状態に応じて、「風倒木」や「枯損木」も「立木」に含まれる**場合がある。

これに対し、「流木」及び「家屋の柱や梁などの木材」は、自立している状態の木ではないことから、安衛則が適用される「立木」には含まれない。ただし、当該作業に従事する者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する者にも下肢の切創防止用保護衣を着用させることが望ましい。

3 上記1、2の質問とも関連しますが、地方公務員である消防職員が市街地等での救助活動等の際に風倒木や枯損木、流木を切る場合や、家屋の柱や梁などの木材を切る場合にも、切創防止用保護衣の着用や特別教育の実施は義務付けられるのか、御教示願います。

(答)

① 事業者には、上記2の(答)①に加えて、安衛則第485条第1項に基づき、チェーンソーを用いて行う立木の伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させることが義務付けられている。

② 安衛則が適用される「伐木」については、上記1の(答)のおりである。

③ **安衛則が適用される「造材」とは、伐倒された木をその用途、運材の方法等に応じて一定の長さに切**ることを言い、**伐倒木の枝払い、皮はぎ等を含む**。なお、これまで、風倒木等の地表に倒れた木であっても、その用途、運材の方法等に応じて一定の長さに切る場合には、造材として取り扱っているが、今後においても従前のおりである。

これに対し、「流木」又は「家屋の柱や梁などの木材」は、伐倒された木そのものではないといえることから、これらを対象に作業を行う場合には安衛則が適用される「造材」には含まれない。ただし、当該作業に従事する者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する者に下肢の切創防止用保護衣を着用させることが望ましい。

④ なお、労働安全衛生関係法令では、地方公務員を同法令の適用から除外していないものと承知している。

# 伐木作業にかかる改正安全衛生規則Q&A

令和元年11月25日付け基安安発1125第1号 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

2 安衛則第36条第8号において、「チェーンソーを用いて行う立木の伐木」に労働者をつかせるときは、特別教育を行うことが必要と規定されています。そこで、仮に上記1の質問で「伐木」が立木を切ること限定されない場合にも、安衛則第36条第8号の規定ぶりから、立木以外の風倒木や枯損木等の伐木に労働者をつかせるときは、特別教育を行う必要はないと解してよろしいか、御教示願います。

(答)

- ① 事業者には、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に基づき、安衛則第36条第8号に定める「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務」に労働者をつかせるときは、当該業務に関する特別教育を行うことが義務付けられている。
- ② 上記の安衛則の規定が適用される「伐木」については、上記1の（答）のとおりである。

4 安衛則第37条において、「十分な知識及び技能を有していると認められる労働者」については、特別教育の科目の全部又は一部について省略することができると規定されており、労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（平成31年2月14日付け基発0214第9号厚生労働省労働基準局長通知）において、同条に基づき、安衛則第36条第8号に定める特別教育を省略することができる者の要件が示されています。

そこで、例えば、これまでチェーンソーによる伐木等の業務に係る**特別教育を受講したことはないが、長年当該業務に従事してきた者**を、「十分な知識及び技能を有していると認められる労働者」と捉え、当該者について特別教育を省略したり、当該者を特別教育の講師としたりする余地はあるのか、御教示願います。

(答)

- ① 安衛則第37条の規定に基づく特別教育(改正後の安衛則第36条第8号に係るものに限る。)を省略できる労働者については、平成31年2月14日付け基発0214第9号労働基準局長通知「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」(以下「局長通知」という。)中の第2の1の(3)のイからオまでのいずれかに**該当する者に限定すること**としている。  
(施行日の前日の時点において、旧安衛則第36条第8号の特別教育を修了していた者などで項目の一部が省略できる)
- ② また、特別教育の講師については、局長通知中の記の第2の1の(4)で示すとおり、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければならないこととしている。このため、事業者自らが定めた客観的な要件等に照らし、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有するものと判断できる者であれば、**特別教育の講師に充てることとして差し支えない。**

# チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画

(調査・記録での活用可能)

調査・記録：令和 年 月 日

作成：令和 年 月 日

第 回改定：令和 年 月 日

事業者名	(印)
調査・記録職氏名	
計画作成者職氏名	

事業場(現場・団地)名 作業場所(林班等) 作業班名					
作業責任者名・連絡先					
作業期間		自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日			
作業地の概況	①地形の状況	(傾斜) 平地 傾斜地 段差地 (傾斜地の場合)急傾斜 中間 なだらか (平均的な傾斜 °)			
		(斜面の向き)日照よい(南向き等) それ以外(北向き等) (※留意点 )			
	②地質・水はけの状況	(岩石地・崩壊地) 大きい 中間 小さい (※留意点 )			
		(転石・浮石) 多い 中間 少ない (※留意点 )			
		(水はけ) よい 中間 悪い (※留意点 )			
	③埋設物・架空線の近接の状況	(埋設物) 無 有 ( ) (※留意点 )			
		(架空線) 無 有 ( ) (※留意点 )			
	④伐倒対象の立木の状況	(樹種) スギ ヒノキ その他 ( ) (樹齢) ( ) 年生が主体 (大きさ) 胸高直径 ( ) cm 程 樹高 ( ) m 程 (大きさのばらつき) 多い 中間 少ない (※留意点 ) (立木の密度) 密 中間 疎 (※留意点 )			
⑤つるがらみ、枝がらみの状況	(つるがらみ) 無 有 (※留意点 )				
	(枝がらみ) 無 有 (※留意点 )				
⑥枯損木等の状況	(枯損木) 無 有 (※留意点 )				
	(風倒木) 無 有 (※留意点 )				
⑦下層植生の状況	(かん木) 密 中間 疎 (※留意点 )				
	(草本) 密 中間 疎 (※留意点 )				
作業計画の内容	⑧作業の方法	チェーンソーの使用 車両系木材伐出機械の使用 その他 ( )			
	⑨伐倒の方法	間伐(定性 列状) 皆伐 択伐 切捨て その他 ( )			
	⑩伐倒の順序	尾根部から谷部へ 谷部から尾根部へ その他 ( )			
	⑪かかり木処理の作業方法	車両系木材伐出機械 フェリングレバー ロープ その他 ( )			
	⑫退避場所設定標示	テープ表示 その他 ( )			
	⑬立入禁止設定標示	標識看板 縄張り カラーコーン その他 ( )			
	⑭合図の方法	笛 トランシーバー 手旗 その他 ( )			
	⑮伐倒木等転落・滑動防止措置	杭止め 支柱 下方の立入禁止 その他 ( )			
⑯その他安全対策					

## 作業を行う場所・作業の方法の概略図

※ 緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入することが可能であること。  
 なお、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。

	作業者名	チェーンソー使用有無	チェーンソーメーカー	台数	
作業班		有 無			
		有 無			
		有 無			
		有 無			
緊急時の対応	⑰緊急車両の走行経路、 緊急連絡先	林班 小班	GPS緯度： 経度：		
		消防署(電話 )、 病院(電話 ) 緊急車両待合せ場所(林道等名称・位置) 会社(〇〇事務所)(電話 )			
	⑱携帯電話等・無線通信 による通信可能範囲	林道等名称・位置			
	⑲備考				

(※1) 各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。

(※2) 記入に当たっては、計画の実態に即した内容を記入すること。必要に応じて、項目の名称、記載事項の変更等を行うこととして差し支えないこと。また、「記入例」、裏面の「記入に係る留意事項」を参考にすること。



# 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

## 今回の改正等のポイント

### 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。  
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○ →	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	× →	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○ →	ハーネス型 (一本つり)

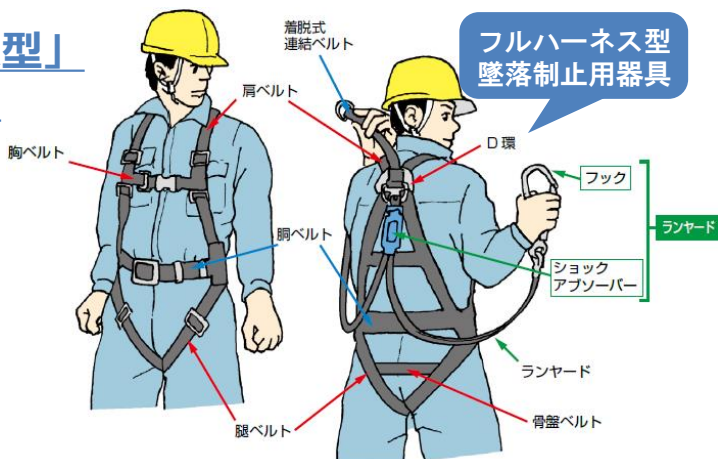
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

### 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



### 3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 2 ~

ガイドラインについて P 4 ~



# 政令等の改正について

## 【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で作保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

## 「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

## 墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者<sup>1</sup>に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★**墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について** → 5ページ参照  
2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

## 経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

**現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。**

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年 以降			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月				
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)			
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)															
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)															
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×			
安全帯の規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)															
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)															
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×			
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)															

## 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表 I～Vの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

### 【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**I、II、Vを省略**できます。
- ② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Iを省略**できます。
- ③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**IIIを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

## 特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
<b>I 作業に関する知識</b>	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
<b>II 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識</b>	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
<b>III 労働災害の防止に関する知識</b>	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
<b>IV 関係法令</b>	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
<b>V 墜落制止用器具の使用方法等</b>	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

# ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

## 適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

## 用語

### ●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

(右図のA)

### ●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

(右図のB)

### ●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

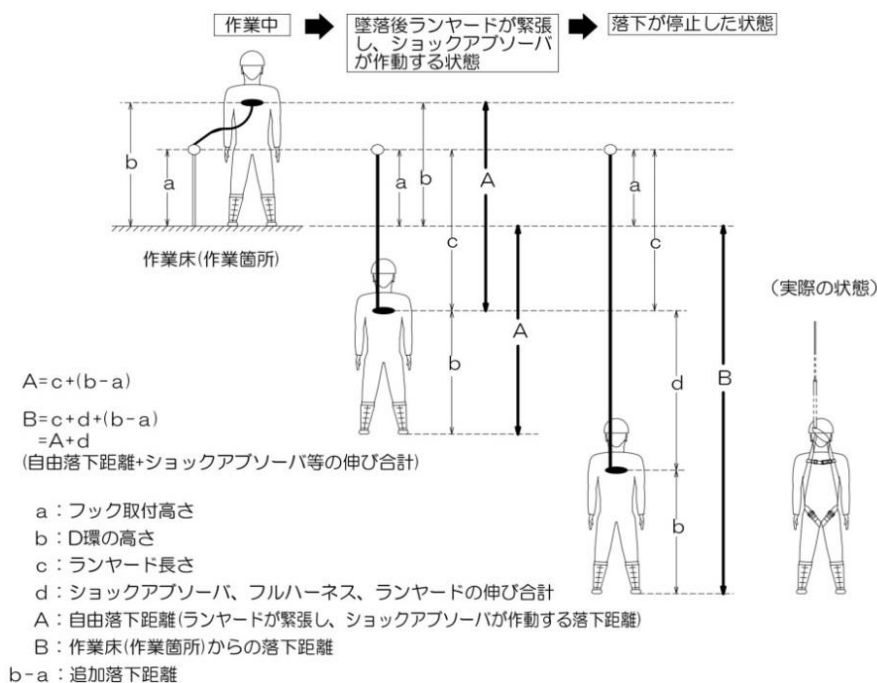
### ●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

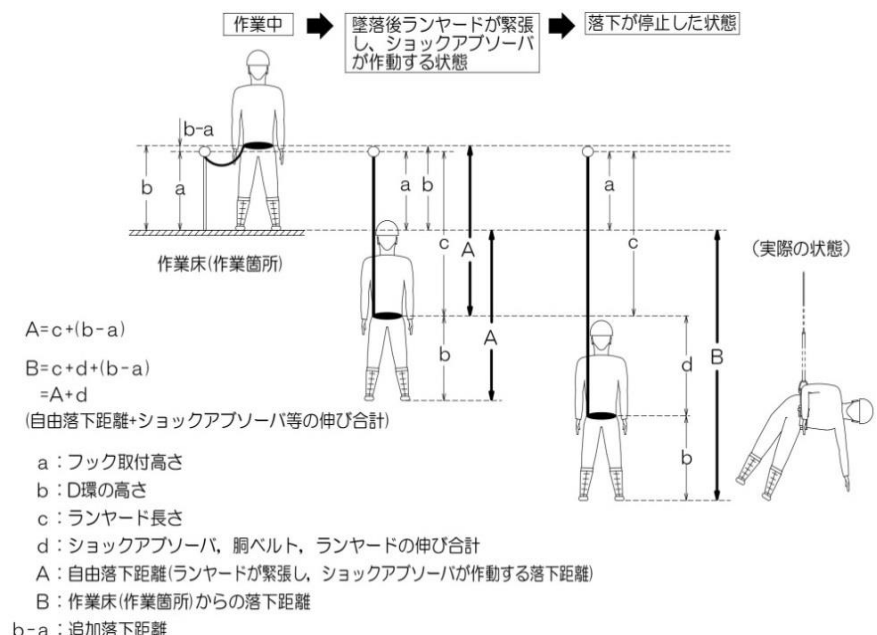
### ●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

#### 【フルハーネス型の落下距離等】



#### 【胴ベルト型の落下距離等】



- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

## 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

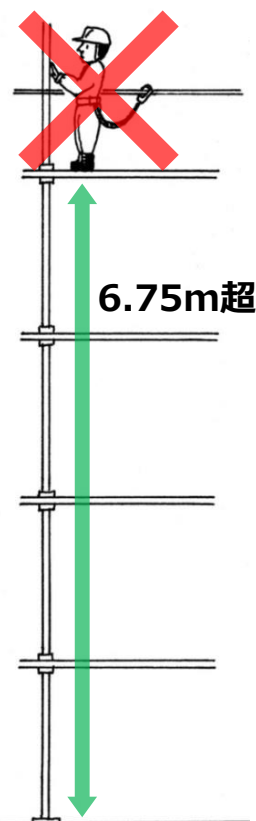
### 要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが**6.75m以下**)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は**5 m以上**、柱上作業等の場合は**2 m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません**。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



### 要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)

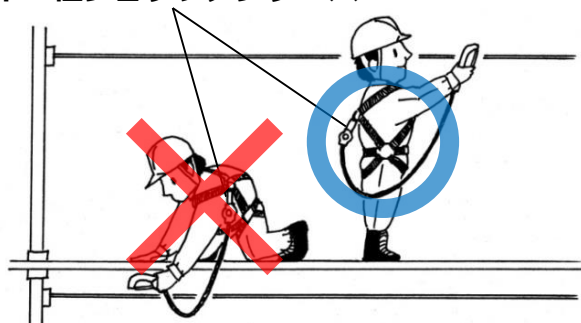


### 要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。(腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。)

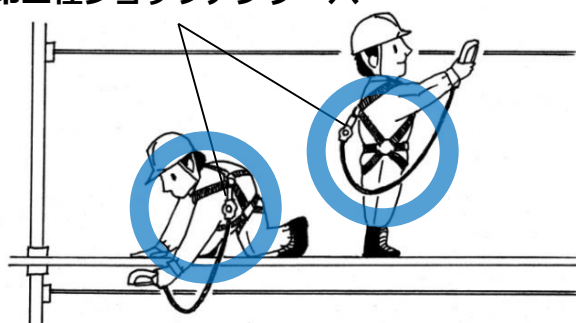
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ





## 【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

### ○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(=6.75m)以下としなければならないこと。

### ○ 一般的な建設作業等(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ<sup>※1</sup>を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

〔 ※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。 〕

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件<sup>※2</sup>を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

〔 ※2 ランヤードフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。 〕

### ○ 柱上作業等(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

## 使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

## 点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。



藤井電気(株)のご提供により、  
当日の資料には下記取換基準  
を配布しました。  
配布した取替基準は下記ホーム  
ページよりダウンロードできます。

藤井電気 墜落制止用器具



会社情報 採用情報 お問い合わせ

製品カタログ

Global(EN)

フルハーネス型

柱上作業対応型

胴ベルト型

傾斜面/林業用

レスキューギア/消防

各種フック/付属品

墜落防止装置

通信・配電・送電線工事用機材

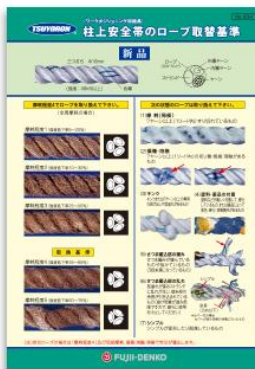
## 墜落制止用器具の取換基準

TOP > 墜落制止用器具とは > 墜落制止用器具の取換基準



ハーネス型安全帯のベルト・金具等取換基準

PDFダウンロードで見る



柱上安全帯のロープ取換基準

PDFダウンロードで見る

墜落制止用器具（安全帯）  
の法律と規格 +

墜落制止用器具規格改正ガイド +

墜落制止用器具の使用例と  
各部の名称 +

墜落制止用器具（安全帯）の歴  
史 +

墜落制止用器具のサイズ・  
各部品仕様 +

墜落制止用器具の取換基準 -

フルハーネス型使用上の注意事  
項 +

<https://www.fujii-denko.co.jp/fall-prevention/replacement/>

藤井電工(株)  
TSUYORON  
柱上安全帯の取換要項

Downloadは左記より



# 防護衣を着よう！

## 脚部を保護するチェーンソー作業用防護衣

チェーンソーによる切創事故が多発しています。  
チェーンソー作業には、平成20年の改正により、防護衣の着用が  
林業・木材製造業労働災害防止規程に定められました。  
チェーンソーで作業する人は、是非とも防護衣を着用しましょう。

### チェーンソーの使用は危険を伴います

#### ■チェーンソーによる切創事故が多発

特に、初心者によく見られます。

#### ■主な要因

キックバック、操作ミス、無理な姿勢での操作

#### ■防護衣の着用の効果

身体の近くで構えることが出来て、チェーンソーをしっかりと支えた安全な操作姿勢になります。



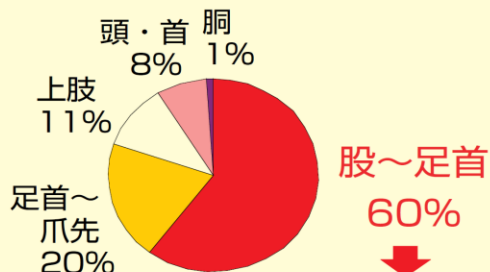
### 防護衣で災害を予防しましょう！

■チェーンソーによる被災の多くは脚部です。

■災害件数の約6割が防護衣の防護範囲にあります。

■防護衣を着ると、チェーンソーによる災害が大幅に減ることを示しています。

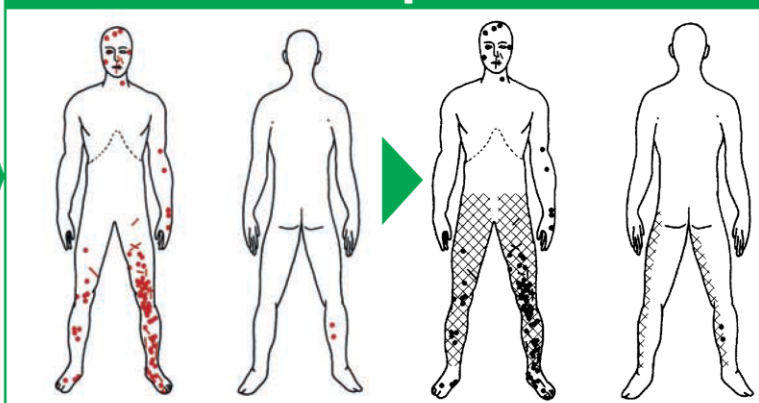
チェーンソーによる被災位置の分布割合



防護衣の防護範囲

チェーンソーによる被災位置

防護衣の防護範囲



(被災位置は林業・木材製造業労働災害防止協会の調査による)

## 防護衣のタイプ

- 防護衣には、いくつかのタイプがあります。  
(ズボン型・チャップス型・ローハイド型)など
- 作業者の熟練度や作業状況によって使い分けることができます。



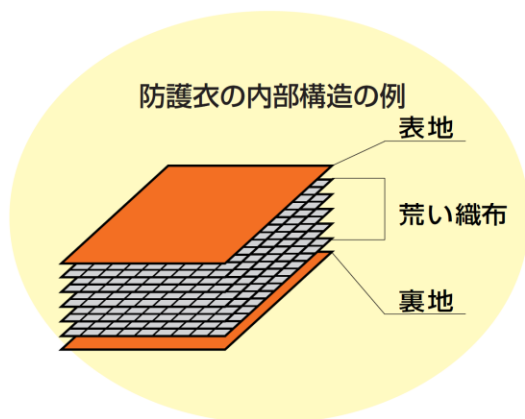
・ズボン型



・チャップス型

## 防護衣が体を護る仕組み — 防護衣は繊維のかたまりです —

- 防護衣の中は、ゆるく編んだ生地が幾層にも重ねられています。
- チェーンソーの刃があたると繊維の束が引き出され、駆動軸に巻き付き回転が止まります。これにより体が切れることを防ぎます。



チェーンソーの刃に絡む



駆動軸に巻き付く

## 防護衣の取扱いは説明書をよく読んで

### ■ 傷ついた防護衣は危険、廃棄しましょう

チェーンソーの刃があたって繊維が引き出された防護衣は、チェーンソーを止める性能が低下しています。傷ついた防護衣は危険です。新しい物に取り替えましょう。廃棄の基準は、メーカーの指示に従ってください。

### ■ 汚れたときの洗濯方法

洗濯は、メーカーの指定する方法で行ってください。間違った洗濯方法は、防護材がずれる、部分的に偏るなどから、性能を発揮できない場合があります。

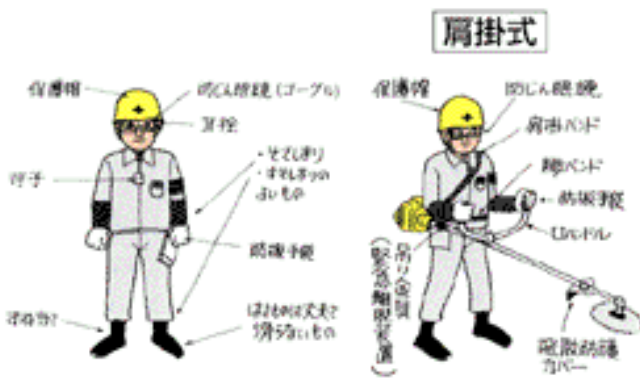
**防護衣は、チェーンソーから体を守ります。**

チェーンソーを用いて作業を行う場合には、  
防護衣を正しく着用するようにしましょう。

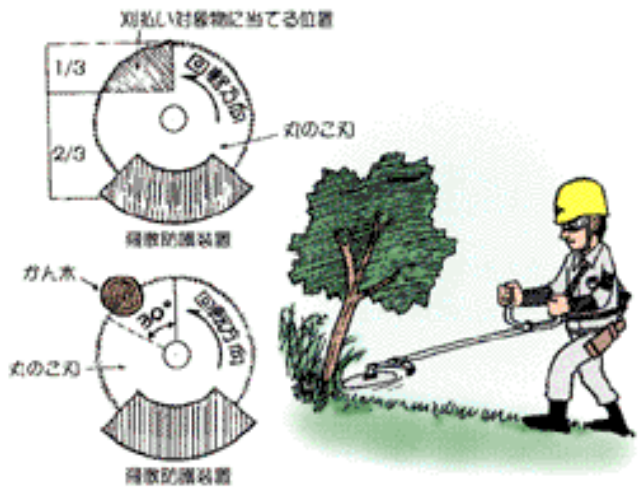


# 刈払機作業の安全

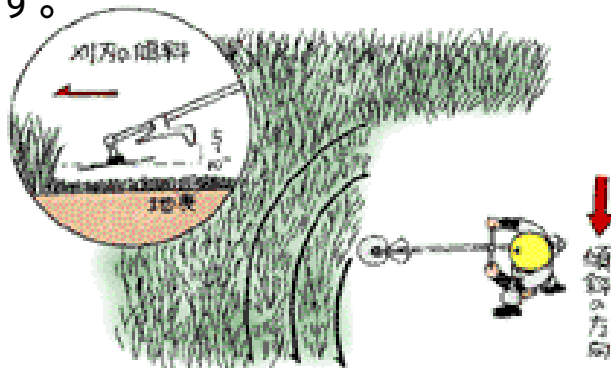
1. 林業で使用する刈払機は転倒などによる災害が多いことから肩かけ式腰バンド付き、Uハンドルの刈払機を使用することが安全です。



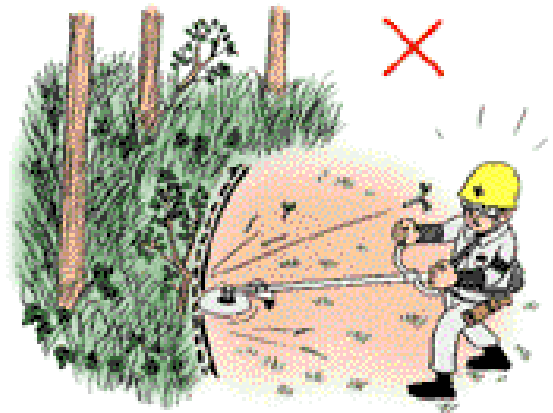
2. 対象物を刈払う刈刃の位置は、安全に切断できる部分で行います。



3. 刈幅は、約1.5mとし、刈幅の中央よりやや左側(斜面の場合には、やや下方)に立って、右から左に2～3回に分けて刈り払います。大振りや刈刃でたたく方法は止めましょう。また、刈り払い対象物を左側(斜面方向)に倒しながら進みます。



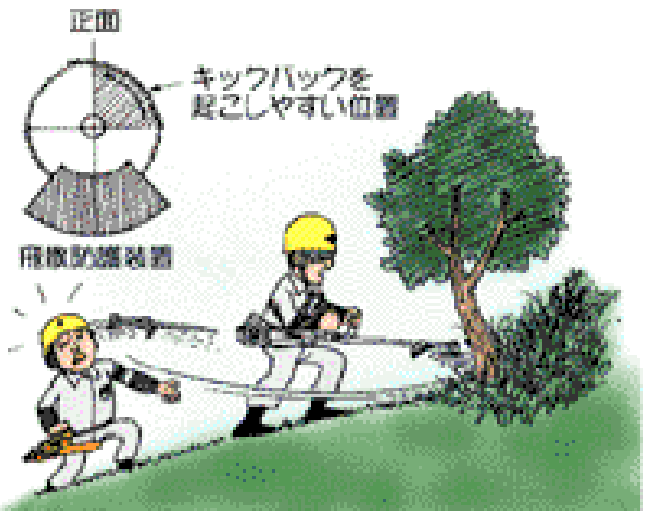
4. 刈刃の回転方向と反対の方向に刈り払うのは止めましょう。したがって、往復刈りは止めましょう。



5. 刈払作業中は、作業員から5m以内を危険区域とし、この区域内に他の作業員を立ち入らせないようにします。



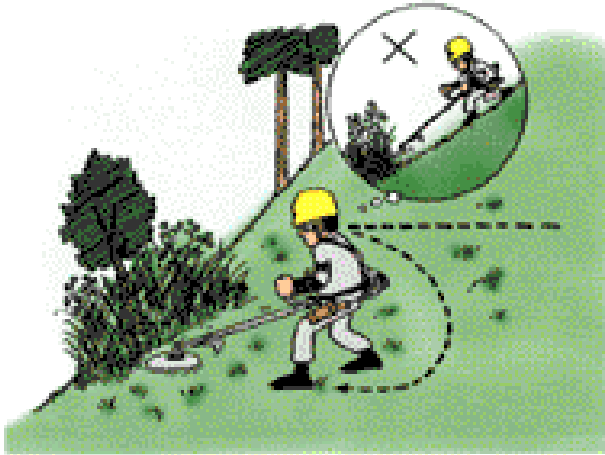
6. キックバックや滑りを起こしやすい刈刃の部分で、かん木等を切断するのは止めましょう。





# 刈払機作業の安全

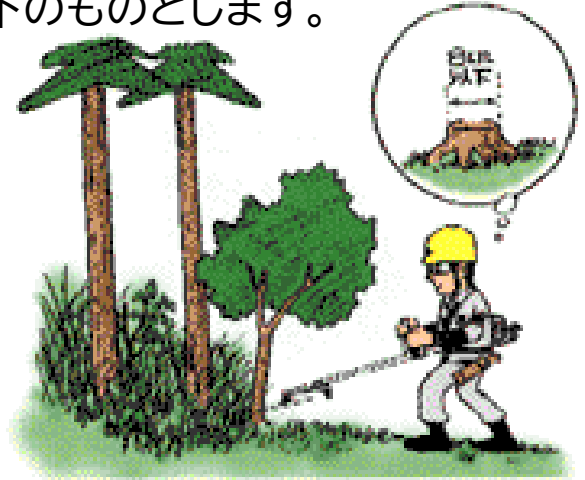
7. 急傾斜地では、斜面の下方に向かって刈り進むのは止めましょう。



9. 跳ね返るおそれのあるかん木、枝条等を刈り払うときは、あらかじめ、反発力を弱めてから切り倒します。



8. かん木等を刈払機で切り倒す場合は、切断部の直径が8cm程度以下のものとしします。

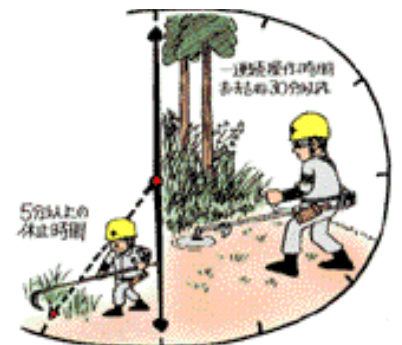


10. 刈払機の目立て  
刈払機がその性能を十分に発揮するためには、正しく目立てをした刈刃を使用することが大切です。



11. 刈払機の点検・整備

刈払機は、定期的に点検し、点検結果に基づいて整備して、常に最良の状態を使用することが大切です。点検・整備を十分行うことは、労働安全衛生を確保する上で不可欠であり、機械の故障を防ぎ、長持ちさせるためにも大切なことです。



12. 刈払機による振動障害予防のため次のことを守りましょう。

- (1) 刈払機は、防振機構を備え、できるだけ振動及び騒音の小さなものを選びます。
- (2) 刈払機の使用にあたっては、それ以外の作業と組み合わせて、刈払機を使用しない日を設けます。刈払機の作業時間を1日2時間以内とします。
- (3) 刈払機の一連続操作時間は、おおむね30分以内とし、一連続作業時間の後、5分以上の休止時間を設けます。
- (4) 刈払機のハンドルは、軽く握るように操作します。
- (5) 作業中は身体を冷やさないようにし、作業開始時及び作業終了時に、手、腕、腰等の運動を主体とした体操を行います。

# 伐木造材作業の安全

## 3.チェーンソーによる振動障害の予防

チェーンソーの整備



- (1) チェーンソーは定期的に点検整備し、常に最良の状態を保つようにします。
- (2) ソーチェーンは、適時に目立てを行い、予備のソーチェーンを作業場所に持参して適宜交換する等、常に最良の状態で使用するようにします。

- (3) 集運材等他の作業を計画的に組合せ、チェーンソーを使用しない日を設けるなどの方法により、1週間のチェーンソーの操作時間を短縮します。チェーンソーを使わない他の作業と計画的に組合せ、チェーンソーの操作時間を1日2時間以下にします。  
チェーンソーの一連続操作時間は、長くても10分以内とします。

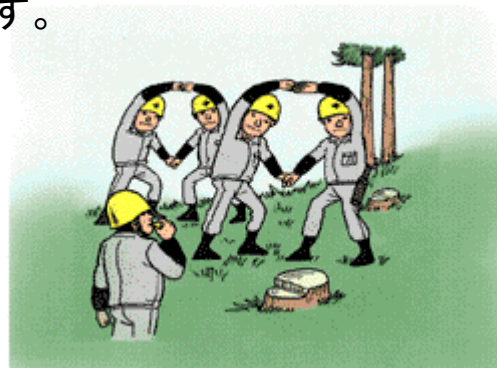


1日2時間以下

### ● 作業上次の事項に注意しましょう。

- 雨の中の作業等、作業者の身体を冷やすことは、努めて避けます。
- 防振、防寒に役立つ厚手の手袋を用います。
- 作業中は、軽く、かつ、暖かい服を着用します。
- 寒冷地における休憩は、できる限り暖かい場所でするように心掛けましょう。

※ 移動の際は、必ずエンジンを止めます。



作業開始時及び作業終了後に、手、腕、腰等の運動を主体とした体操を行います。

## 2.造材作業

枝払いは、できるだけガイドバーの根元の部分を使って切ること。

玉切り作業を行うときは、必ず斜面上部で行い、足を材の下に入れないこと。

キックバック



玉切りの作業位置





# 緊急連絡体制の整備

緊急時(労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう)に、被災者を早急に救護できるよう緊急連絡の方法等を決定し、その内容を山土場等、連絡の拠点となる場所に掲示するなどにより周知させておきましょう。

## 緊急時の連絡方法を決定し、周知徹底させましょう

- 作業間の連絡方法(先山作業現場など)
  - (1) 呼び子
  - (2) トランシーバ
  - (3) その他
- 先山作業現場の連絡拠点(土場作業など)との連絡方法
  - (1) トランシーバ
  - (2) 携帯電話
  - (3) その他
- 連絡拠点(山土場など)から事務所、消防署などへの連絡方法
  - (1) 「無線で事務所に連絡」→「救急車を呼んでもらう。」
  - (2) 「自転車で近くの民家に行く」→「電話で事務所に連絡する。」
  - (3) その他

## 緊急時における被災者の移送方法を決定し、周知徹底させましょう

- 災害発生場所から連絡拠点(山土場など)までの移送方法。
- 連絡拠点(山土場など)から医療機関までの移送方法。
- ※ 現場には救急用品を備えておく。

## 緊急連絡の手順を明らかにしておきましょう。

### 救急車の要請のしかたを明らかにしておきましょう



## 緊急時対応のための日常からの心得

- 作業開始前、必ず確認しておきましょう。
  - (1) 現場に持ち込む通信機器
  - (2) 救急用品
- 緊急時の連絡などについての教育訓練を日頃から受けておきましょう。

# 林材業労働災害防止5カ年計画 最終年度の取組

## 林業作業

～ 再発防止対策 ここが重要 ～

「今日の作業ポイント」カード  
TODAY'S WORK POINT CARD



- ①チェーンソー伐木作業編
- ②車両系木材伐出機械作業編
- ③林業架線集材作業編

林業・木材製造業労働災害防止協会

## 指差し呼称の基本型

指差し呼称は次のように行います

- ①確認すべき対象を、しっかり目でみる。
- ②左手を腰に当てる、
- ③右腕をのばし、人差し指で対象を指し「伐倒方向」などといったから、
- ④人差し指をいったん耳元まで振り上げて、元氣よく「ヨシ！」とって振り下ろす。



動作には適度の緊張が必要です。正しい姿勢で、節度をつけ、キビキビと行いましょう。必要以上に大声を出す必要はありませんが、「恥ずかしい」「照れくさい」などと思わず、大声で行いましょう。



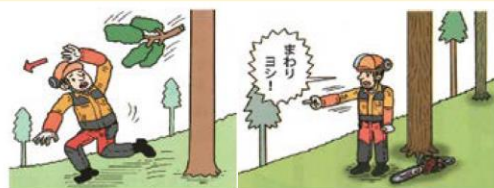
## チェーンソー伐木作業編

### 伐倒前に上方確認と周囲の確認

★伐倒予定木の上方をみて、つるがらみや枝がらみの状態、落ちそうな枝等がないかを確認して「**上方、ヨシ!**」



★伐倒予定木の周囲をみて、枯損木はないか、つるがらみ木はないか、欠頂木はないか、根むくれの木はないか。「**まわり、ヨシ!**」

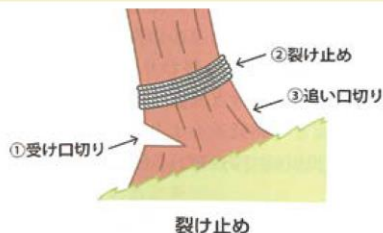


上方や周囲の不確認のため、枝絡み、つる絡み、隣接木の状態を十分把握せず伐倒し、伐倒中に突然隣接木が激突、あるいは枝の落下による労働災害が増えています。



伐倒木の確認

- ★伐倒立木に腐れ、空洞はないか確認
- ★腐れ、裂け易い木の伐倒は対策をとっているか



伐倒方向の確認

- ★伐倒方向に伐倒作業の支障となるかん木、笹、浮き石などはないか。
- ★枝振りや木の傾斜をみて、重心の位置はよいか、予定した方向に確実に倒せるかを確認して、「伐倒方向、ヨシ！」



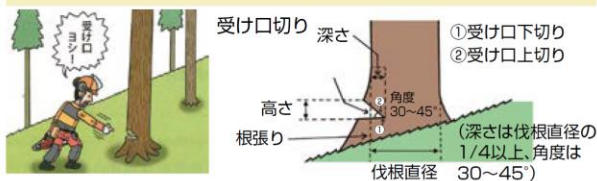
退避場所の確認

- ★伐倒作業前に、退避場所の選定を行う。
- 退避場所は、伐倒方向の反対側の斜面上方で、伐倒木から3m以上離れた木陰とし、退避路の整理はよいか、確認して、「退避場所、ヨシ！」



受け口、追い口を正しく作る

- ★受け口が伐倒方向に正しく作られているか、
- ・受け口の位置、深さ（伐根直径の 1/4、大径木の場合 1/3）になっているか、
- ・受け口の斜め切りと、下切り（水平切り）の終わりの部分が一致しているか確認して、「受け口、ヨシ！」



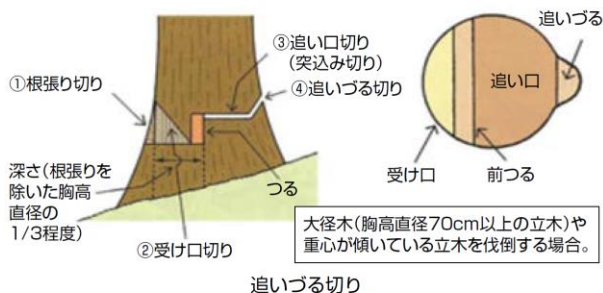
- ★追い口を入れる位置はよいか、水平か、
- ・受け口の高さの 2/3 の高さの反対側から、受け口に向かって水平に切り込む。「追い口、ヨシ！」



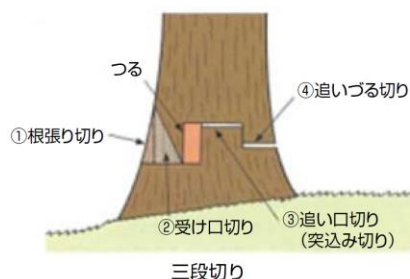
- つるは、伐根直径の 1/10 残るよう、
- ・切りすぎないように注意

追いづる切り、三段切りの活用

- ★集材方法の関係等により、伐倒方向が「上方向」若しくは「下方向」にならざるを得ない場合には、通常の伐倒方法では元口が跳ねたり、伐倒と同時に材が滑落する等、危険が伴うため、追いづる切り若しくは三段切りにより伐倒すること。



大径木(胸高直径70cm以上の立木)や重心が傾いている立木を伐倒する場合。





## 他の作業者がいないことを確認

- ★立入禁止区域内に、他の作業者等がいないことを確認すること。
- ★立入禁止区域は、伐倒木の樹高の2倍以上を半径とする円周内の区域 **「まわり、ヨシ！」**

## 伐倒の合図を徹底

- ★受け口を入れる前に予告の合図 **「受け口、ヨシ！」**
- ★追い口を入れる前、又はくさびを打つ前に本合図を行う。
- ★伐倒が終了し、材の安定と周囲の安全を確認して、終了の合図を行う

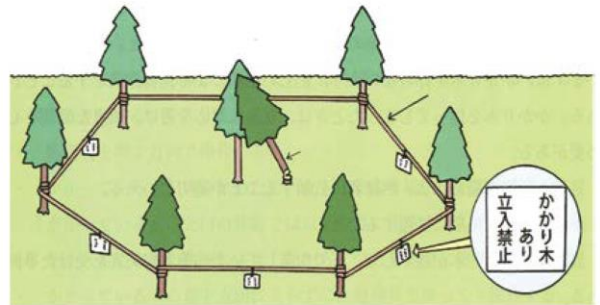


- 7 -

## かかり木放置はしないこと

- ★かかり木が発生したら、適正な機械器具を用いて、速やかに処理すること。
- ★速やかに処理できないときは、かかり木に布やビニルテープ等で目印を付け、周囲をテープ等で危険区域を表示すること。 **「かかり木注意表示、ヨシ！」**

かかり木の放置により、放置した作業者本人や他の作業者が、その近くで作業中にかかり木が倒れて、作業者に激突する事例が多く発生しています。放置したかかり木は、風等で枝がらみが外れ、すり落ちて人に激突するので大変危険です。



縄張り等による立入禁止の措置

- 8 -

## かかり木の処理は正しく行う

－かかり木処理ガイドラインに基づくこと－

- ★かかり木の大きさに応じた適正な機械器具を用いて、正しく処理すること。 **「かかり木処理器具携帯、ヨシ！」**
- ★かかり木は、胸高直径20cm未満の小径木では、木回し、ロープ、フェリングレバー、ターニングストラップなどの道具を使う。
- ★胸高直径20cm以上の中大径木は、けん引具や、近くの車両系木材伐出機械を用いて行う。 **「チルホールセット、ヨシ！」**



- 9 -

## かかり木処理の禁止事項(1)

- ★かかられている木の伐倒は禁止!
  - ・かかられている木を伐倒することは、かかり木となっている木がいつ落ちてくるか分からず、大変危険。



- ★投げ倒し(浴びせ倒し)は禁止!
  - ・伐倒木が予期しない方向に跳ねたり、二重のかかり木となって、更にかかり木処理が困難となるなど、大変危険。

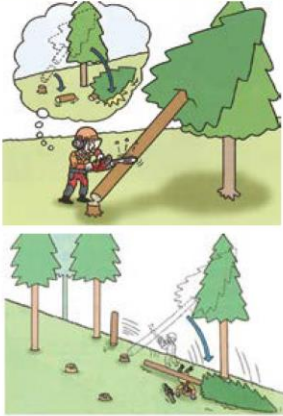


- 10 -

## かかり木処理の禁止事項(2)

## ★かかっている木の元玉切りは禁止!

- ・かかっている木を途中で切り離したとき、かかり木が滑落し、作業者に激突することがあり、大変危険。



## ★かかっている木に登って枝切り禁止!

## ★かかり木の肩担ぎ禁止!

- ・かかっている木に登った作業者が墜落し、大変危険。
- ・肩で担ぎ、木の下敷きになるなど大変危険

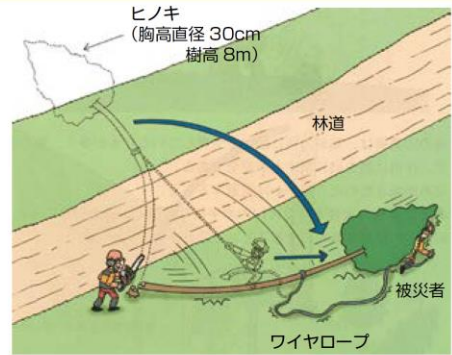
- 11 -

## 不適正な伐倒規制は禁止

## ★伐倒木の伐倒方向を規制するため、ガイドブロックを介せずに直接引っ張ると大変危険。

- ・伐倒木にワイヤロープと取り付け、ガイドブロックを介せず、直接引っ張ると、けん引している作業者に伐倒木が倒れかかり大変危険。

## 【ガイドブロックセット、ヨシ!】



## ★伐倒木を重機のアタッチメントで押し倒す等の伐倒は大変危険。

- ・受け口、追い口、つるの3要素により適正に伐倒すること。

## 【伐倒方向、ヨシ!】 【受け口、ヨシ!】

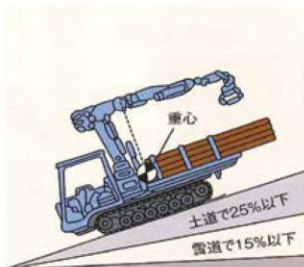
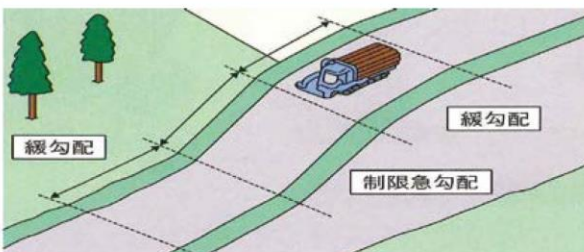
- 12 -

## 安全な作業路の設置(1)

## ※事業者・現場責任者必読。

## ★作業路の設計、作設では、次の事項に留意。

- ・縦断勾配は、最急の制限勾配でも14度以下とすること。また、この区間は30m以上の長い区間は設けないこと。
- ・制限勾配区間の両サイドには、緩和勾配を設けること。【勾配、ヨシ!】



- 13 -

## 安全な作業路の設置(2)

## ※事業者・現場責任者必読。

## ★作業路の幅員(作業路の幅)は、フォワーダ等、走行集材機械の幅の1.2倍以上とすること。

## 【幅員(道幅)、ヨシ!】



## ★作業路の終点には、車回しを設け、原木を積載して運材する走行は前進行となるようにすること。

## 【車回し、ヨシ!】

- ・原木を積載して、バック走行時に路肩を踏み外して転落する等の労働災害が発生している事例がある。

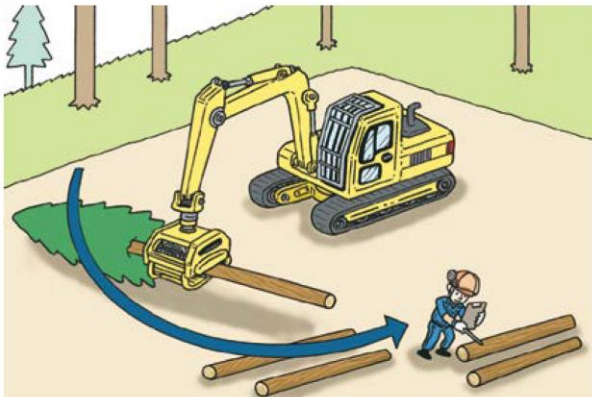
- 14 -



## 伐木等機械作業のポイント

－作業中、危険区域内立入禁止－

- ★木材グラブブル機で原木をはい積み、集積等の作業を行う場合、ブーム・アームの最大リーチの2倍を半径とする円周内（危険区域）に他の作業者がいないことを確認し、「**まわり、ヨシ!**」



- ★アタッチメントに原木を掴んで旋回するとき、又は木材グラブブル機を移動するときは、クラクションで他の作業者に合図を送り、退避を確認して、「**退避、ヨシ!**」

－ 15 －

## 走行集材機械(フォワーダ等)作業ポイント

★過積載は大変危険

- ・車両の重心が高くなり転倒し易くなる。
- ・車両重心が後方に移動し、クローラの設置面積が減るため、運転操作が急操作になる。



★走行時は速度を落とし安全走行すること、

- ・シートベルトを装着すること。  
「**シートベルト、ヨシ!**」
- ・路肩又は山側へ逸脱しないようにすること。  
クローラタイプは横滑りし易いので、走行路を逸脱すると、転落し易くなる。
- ・グラブブルローダ搭載車は、走行時にグラブブルローダを格納すること。  
「**グラブブル格納、ヨシ!**」
- ・バック走行は極力避けること。

近年、フォワーダ等、走行集材機械集材作業中での転落による死亡災害が多発している。

－ 16 －

## 林業架線集材作業ポイント(1)

- ★集材機(ヤード)の運転者と、先山の荷掛け者の合図を徹底すること。

－ 荷掛け者の合図が最優先 －

- ・先山の荷掛け者の合図を最優先とし、集材機運転者は、荷掛け者の合図に従うこと。



- ★荷掛け者は完全に退避して合図をすること。  
・荷掛け者は完全に安全な退避場所に退避して運転者に「巻け」の合図を送ること。

「**退避、ヨシ!**」



－ 17 －

## 林業架線集材作業ポイント(2)

- ★作業中、立入禁止区域内には絶対に立ち入らないこと。



- ・集材作業中、架線下立入禁止  
架線集材作業中の架線下は、原木の落下等、大変危険。「**索下禁止、ヨシ!**」
- ・索の内角、立入禁止  
架線集材作業中、作業索に大きな張力がかかっており、大変危険。



「**内角禁止、ヨシ!**」

－ 18 －



# 平成26年6月1日に、改正「労働安全衛生規則」が施行され、 木材伐出機械等も規制の対象になりました

平成26年6月1日から、伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械（以下「車両系木材伐出機械」という）、簡易架線集材装置は、労働安全衛生法令（安衛法令）上の木材伐出機械等として、新たに規制の対象となりました。

これまでは、木材伐出機械等のうち、機械集材装置、運材索道について安衛法令が適用されていましたが、車両系木材伐出機械による休業4日以上死傷災害が増加傾向にあり、死亡災害など重篤な災害の割合が高くなっていることから、新たに規制の対象としました。

改正「労働安全衛生規則（安衛則）」のポイントをまとめましたので、木材伐出機械等の安全な使用のためにお役立てください。

## 規制対象となった木材伐出機械等

### 伐木等機械

伐木、造材や原木・薪炭材（以下「原木等」という）の集積を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

#### フェラーバンチャ ▶

伐木と原木等の集積を行う機械



#### ハーベスタ▼

伐木、枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械



#### プロセッサ▶

枝払い、玉切りと原木等の集積を行う機械

#### 木材グラップル機

木材用のつかみ具（以下「木材グラップル」という）とブーム・アームからなる作業装置（以下「木材グラップル装置」という）により原木等を集積する機械

#### グラップルソー

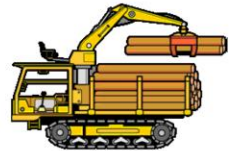
玉切りと原木等の集積を行う機械

### 走行集材機械

車両の走行により集材を行うための機械で、動力を使い、不特定の場所に自走できるもの

#### フォワーダ

木材グラップル装置と荷台を備え、木材グラップル装置により原木等の荷台への積載を行い、車両の走行により原木等を運搬する機械



#### スキッド

ブルドーザー、トラクターショベルなどをベースマシンとし、木材グラップル装置により原木等の一端を持ち上げ、車両の走行により原木等を運搬する機械



車両の走行により荷台に積載する荷物を下げる機械



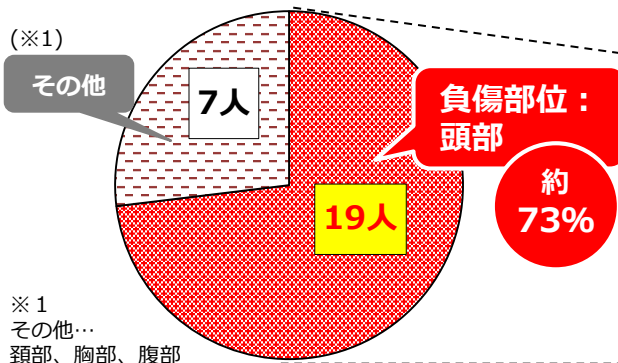
トラックマシンに、木材をウイニングする機械



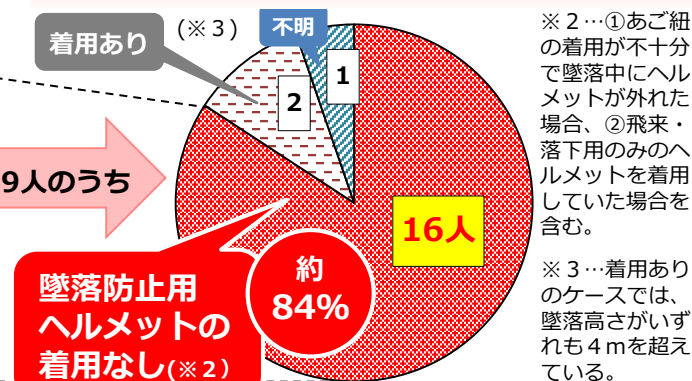
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落防止用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）  
出典：災害調査復命書

① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落防止用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



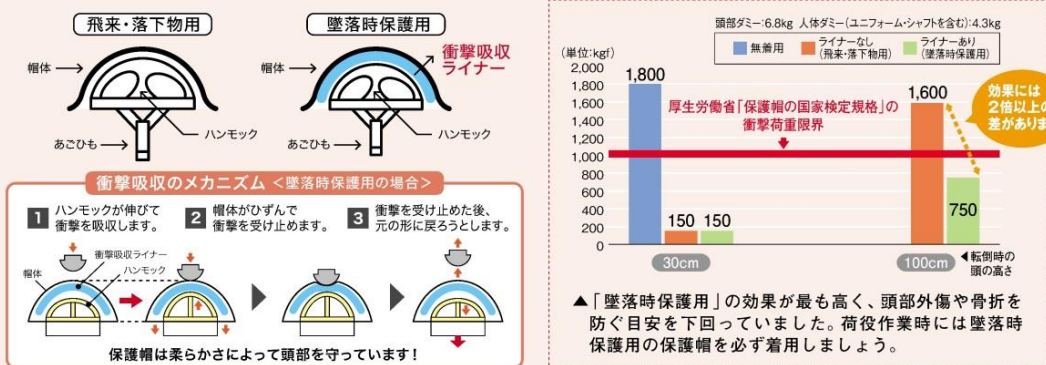
## ヘルメットのすぐれた効果

## 保護帽の効果を知ってください！

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。  
 協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

## ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



特に1と3を忘れずに！  
 (死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

着用時  
5つのポイント

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは使わないこと
- 耐用年数を守ること

1 要チェック！  
 ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考  
 あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。(H29.3)



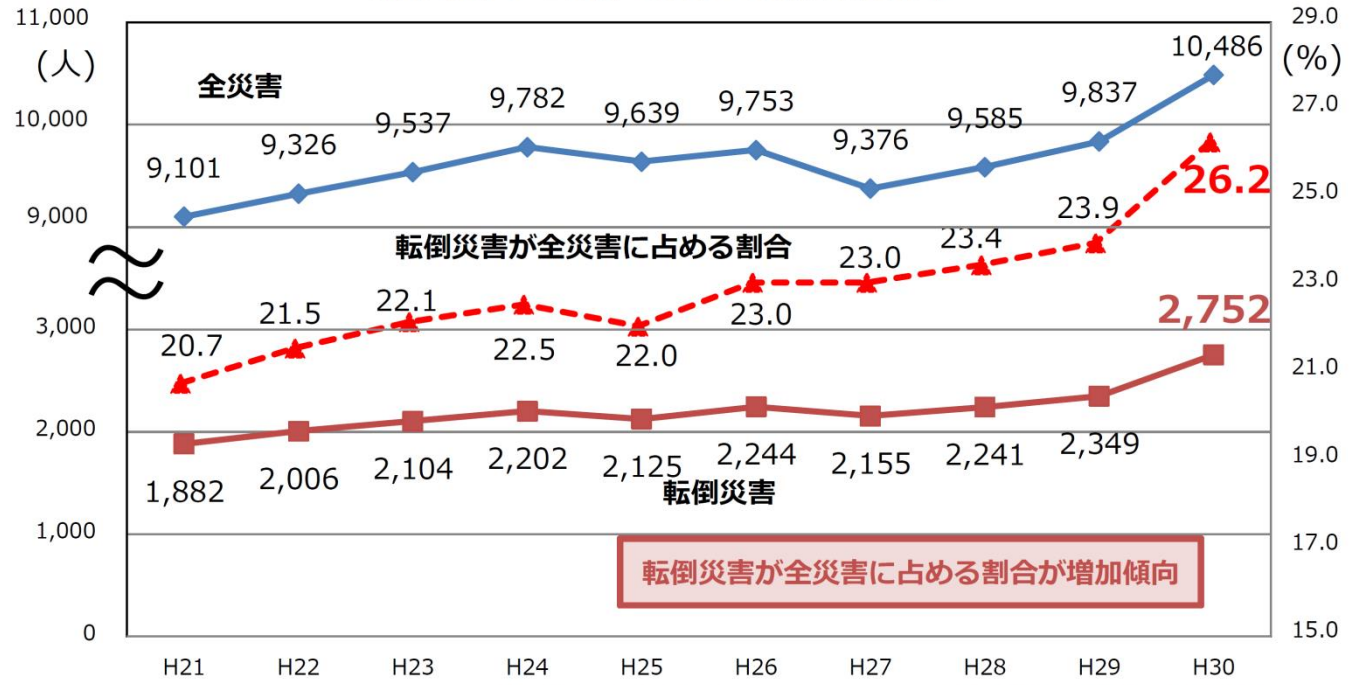
# 職場の転倒災害を防ぎましょう！

## ～STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

- 転倒災害は、労働災害全体の4分の1を占めており、増加傾向にあります。特に、被災者の約6割が50歳以上となっており、高齢になるほど転倒するリスクが上がります。
- 第三次産業全体では転倒災害が3割を超え、ビルメンテナンス業では4割を超えています。
- 職場における転倒災害を防止するため、裏面のチェックリストを活用した職場の点検や動画を活用した教育を行い、職場環境の改善を図りましょう。

### 都内の転倒災害発生状況

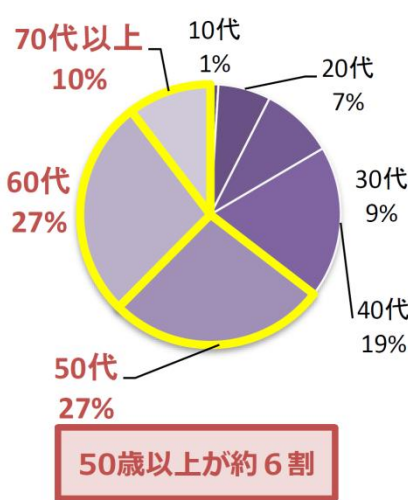
転倒災害による休業4日以上死傷者数の推移



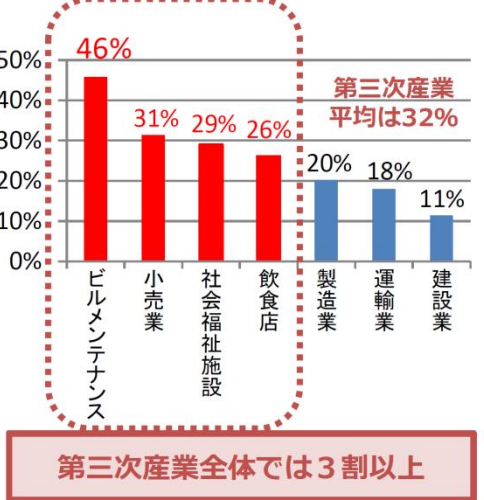
主な原因は「滑り」や「つまずき」



年齢別の転倒災害発生状況 (平成30年、休業4日以上)



業種別の転倒災害発生状況 (平成30年、休業4日以上)





## (1) 重点取組期間に実施する事項

- ① 6月の実施事項
  - ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
  - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、防止対策の実施(定着)状況の確認
- ② 準備期間(冬季前)の実施事項
  - ア 積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起
  - イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

## (2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4s(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油污れ等のほか台車等の障害物の除去

## (3) 冬季における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

### あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート		<input checked="" type="checkbox"/>
チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かちちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

## 動画で見られる資料「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」を掲載しました

### 「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」(動画)

厚生労働省と労働災害防止団体は、休業4日以上死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、上記にある「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

また、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」には、皆様の安全活動をサポートする転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載しています。

転倒や腰痛は、日常的に起こり得る災害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめていますので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。



掲載先「職場のあんぜんサイト 転倒 視聴覚教材」で検索

アドレスは下記、QRコードは右

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyoza.html>



# 法令による重量物取扱い等

(労基法64条の3・女性則2条、年少則6条)

女性		男性	
満18歳以上	断続: 30kg 未満 継続: 20kg 未満	満18歳以上	制限なし
満16歳以上 満18歳未満	断続: 25kg 未満 継続: 15kg 未満	満16歳以上 満18歳未満	断続: 30kg 未満 継続: 20kg 未満
満16歳未満	断続: 12kg 未満 継続: 8kg 未満	満16歳未満	断続: 15kg 未満 継続: 10kg 未満

- **作業標準の作成**: 作業時間、作業量、作業方法、姿勢・動作の注意、使用機器の点検と使用方法、**作業前の体操**等を示す。
- **持ちやすい形等**: 取っ手等の取り付け、重量表示等
- **腰痛予防対策ガイドラインに留意**

人力作業の場合の重量、**男性(満18歳以上)**は体重のおおむね**40%**、**女性(満18歳以上)**は、男性が取り扱う重量の**60%**程度とする。



# これだけ体操

## 検索

出典：医道の日本

# これだけ体操をやってみよう！

© 監修：松平浩（東京大学医学部附属病院22世紀医療センター運動器疼痛メデイカルリサーチ&マネジメント講座特任准教授）

腰を反らす

これだけ体操

重要！

こんなとき

座り作業で前かがみが続いたとき、  
重い荷物を持ったあとなど

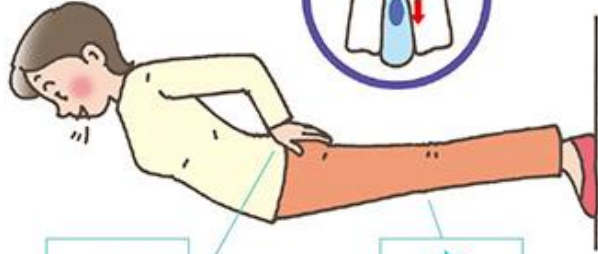
椎間板

髄核



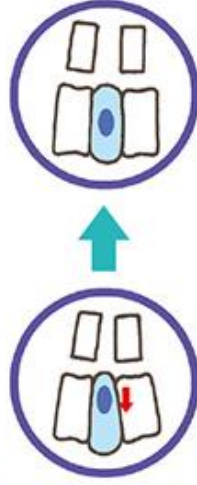
髄核が後ろに  
ずれるイメージ

骨盤を  
押し込む  
イメージ



膝は  
できるだけ  
伸ばす

- 1 足を肩幅よりやや広めに開き、両手を支点に腰をしっかりと反らす。
- 2 息を吐きながら最大限に反らした状態を3秒間保つ（1～2回）。



腰をしっかりと反らして  
髄核のずれを戻すイメージ

ニュース&トピックス

各種法令・制度・手続き

事例・統計情報

窓口案内

労働局について

ホーム > ニュース&トピックス > 労働基準監督署からのお知らせ(監督署の一覧) > 青梅労働基準監督署からのお知らせ > 青梅労働基準監督署からのお知らせ

ニュース&トピックス

※ 報道発表資料

※ トピックス

## 青梅労働基準監督署からのお知らせ

青梅署のとりのり

### ● 外国語標識例(5か国語:建災防統一標識)クリック!(2MB;PDFファイル)

立入禁止	禁煙	頭上注意	開口部注意	安全帯使用	保護帽着用
					
Do Not Enter 禁止入内 CẤM VÀO Dilarang! Masuk BAWAL PUMASOK	No Smoking 禁止吸烟 CẤM HÚT THUỐC Dilarang! Merokok BAWAL MANIGARILYO	Watch Your Head 当心头顶 CHÚ Ý TRÊN ĐẦU Awas! Bagian Atas Kepala INGATAN ANG ULÓ!	Danger: Opening in Floor 当心开口处 CHÚ Ý LÒ MỠ Awas! Ada Lubang MAPANGANIB: MAY BUTAS SA SAHIG	Wear Safety Belt 必须系安全带 SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN Gunakan Sabuk Pengaman MAGSUOT NG SINTURONG PANGKALIGTASAN	Wear Helmet 必须戴安全帽 ĐỘI MŨ BẢO HỘ Gunakan Topi Pelindung MAGSUOT NG HELMET







林業労働災害防止協会は、  
林業の「安全と健康」の確保を  
推進していきます。



HOME

林災防の紹介

労働安全衛生対策

災害発生状況

トピックス

講習・研修

安全教材・用品

Q&A

労働災害防止計画

災防規程

林業における  
リスクアセスメント

安全衛生管理  
組織モデル

労働災害  
発生時の対応

緊急連絡法、応  
急処置

中高年齢者における  
安全作業のポイント

作業別安全作業  
方法（具体例）

KYT、指差し呼称

蜂に注意

振動障害及び  
その予防

林業における  
快適職場づくり

木材加工用機械  
災害防止総合対  
策及び推進運動

保守・点検作業  
災害防止対策

自己点検表

リーフレット等

災害事例研究

今月の林業安全

## リーフレット等

[木材製造業死亡災害多発非常事態宣言 \(PDF: 1427KB\)](#)

[防護衣を着よう! \(PDF: 235KB\)](#)

[蜂刺され災害を防ごう! \(PDF: 443KB\)](#)

[かかり木作業は大変危険!! \(PDF: 1765KB\)](#)

[木材伐出機械等も規制の対象になりました \(PDF: 933KB\)](#)

[林業STOP! 転倒災害プロジェクト \(PDF: 2,466KB\)](#)

[林業STOP! 熱中症クールワークキャンペーン \(PDF: 443KB\)](#) New 2019.08.08

### 林業労働災害防止計画（5カ年計画）リーフレット

◎ 25年度 - 29年度 [\(PDF: 968KB\)](#)

◎ 20年度 - 24年度

[1ページ \(PDF: 357KB\)](#)、[2ページ \(PDF: 184KB\)](#)

林業・木材製造業労働災害防止規程リーフ



# 令和元年度 年末・年始 Safe Work推進強調期間



令和元年11月  
東京労働局  
青梅労働基準監督署

## 【趣旨・目的】

慌ただしくなる年末・年始において、「令和元年度 年末・年始 Safe Work推進強調期間」を契機に、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、以下に示す【重点実施事項】を積極的に行うなど、安全気運の向上に向けた取組の一層の推進をお願いいたします。

## 【取組期間】

令和元年12月1日（日）～ 令和2年1月31日（金）

## 【事業者による重点実施事項】

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ④ 安全衛生大会等の開催
- ⑤ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑥ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑦ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 朝礼、ミーティング等を通じた不安全行動防止のための一人K Y等の実施
- ⑨ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



Ministry of Health, Labour and Welfare



青梅労働基準監督署



「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」